

待ったなし！

インボイス制度の徹底検証

～令和4年度改正を踏まえて～

税理士 熊王 征秀（くまおう まさひで）

CONTENTS

①	なぜインボイスが必要なのか？	1
②	インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入で何が変わる？	2
③	インボイス制度はいつから導入される？	3
④	登録の準備をはじめよう！	5
⑤	免税事業者の準備	13
⑥	インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方（事例）	15
⑦	インボイス制度への対応に関するQ&Aについて（概要）	18
⑧	登録番号とは？	20
⑨	インボイスの種類と記載事項	23
⑩	適格請求書発行事業者の義務	31
⑪	仕入税額控除の要件	35
⑫	農協特例とは？	39
⑬	立替金と口座振替家賃	40
⑭	税額の計算方法が変わります！	45
⑮	登録の取消し・登録事項の変更	49

1 なぜインボイスが必要なのか？

□消費税の基本的なしくみ

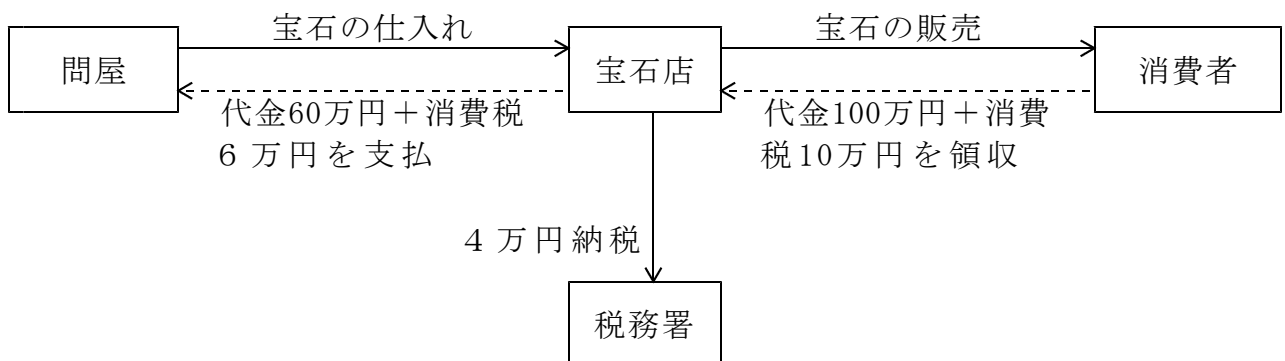
消費税とは、物の販売や貸付け、サービスなどに対して課税される税金で、その商品の販売価格やサービスなどの代金に10%の税金を上乗せし、購入者や受益者に税を負担させることを予定して立法されています。

たとえば、宝石店が100万円で指輪を販売しようとする場合には、宝石店は購入者から110万円を領収し、うち10万円（100万円×10%）を税務署に払うことになるかという実はその通りではありません。

消費税は、その取引が消費者に対する小売なのか、宝石店に対する卸売なのかということに関係なく、取引の都度、その取引金額に10%の税率で課税することになっています。

つまり、宝石店は、この指輪を問屋から仕入れる際に、問屋が上乗せした消費税を仕入代金とともに払っているわけですから、これを差し引いた金額だけ税務署に納めればよいわけです。

たとえば、宝石店がこの指輪を問屋から仕入れる際に、仕入代金の60万円と10%の消費税（60万円×10%＝6万円）あわせて66万円を問屋に支払い、これを顧客（消費者）に販売する際に、代金100万円と10%の消費税（100万円×10%＝10万円）あわせて110万円を領収したような場合には、この宝石店が税務署に納付する消費税は、預かった消費税10万円から支払った消費税6万円を差し引いた額の4万円となります。



問屋の仕入を無視して考えた場合、問屋の納付する消費税（6万円）と宝石店の納付する消費税（4万円）の合計額10万円は、最終購入者である消費者の税負担額と一致することになります。つまり、消費税は、各取引段階にいる事業者が、消費者の負担すべき消費税を分担して納税するシステムになっているのです。

□インボイスがないとどうなる？

インボイス（適格請求書等）とは、簡単に言うと「仕入先が納税したことを証明する書類」です。上記のケースであれば、宝石店は、問屋が発行したインボイスにより問屋が6万円の消費税を納税したことが確認できますので、税の累積を排除するために、仕入時に負担した6万円の税額を10万円の売上税額から控除することができるのです。

インボイスがないと、仕入先が納税してるかどうかを確認することができません。そこで、インボイス制度を採用してこなかった日本では、納税義務がない免税事業者からの仕入れについても課税されているものと割り切って、仕入税額控除を認めることとしてきました。

消費者が負担する消費税が国庫に収納されず、事業者の懐に残ってしまうという「益税問題」は、インボイス制度の導入により、ひとまずは解消されることとなったのです。

2 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入で何が変わる？

インボイスには、税率ごとの消費税額と登録番号を記載することが義務付けられています。ただし、飲食代や小売業・タクシーのレシートなど（簡易インボイス）については、税率と消費税額のどちらかを記載すればよいことになっています。

請求書		
(株)〇〇御中 令和〇年11月30日		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	キッチンペーパー	2,000円
:	:	:
合計		120,000円
消費税		11,200円
(10%対象 80,000円)		消費税 8,000円
(8%対象 40,000円)		消費税 3,200円
※は軽減税率対象品目		
△△商事(株)	登録番号 T-XXXXXX	

税率ごとの消費税額

登録番号

3 インボイス制度はいつから導入される？

インボイス制度（適格請求書等保存方式）は令和5年10月1日から導入されます！

そこで、令和元年10月1日～令和5年9月30日までの間は、インボイス制度を導入するための準備期間として、下記の事項が記載された帳簿と請求書等を保存すること（区分記載請求書等保存方式）が仕入税額控除の要件とされています（平成28年改正法附則34②③）。

帳簿の記載事項	区分記載請求書等の記載事項
① 仕入先の氏名または名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 （軽減税率対象品目である旨） ④ 取引金額（対価の額）	① 請求書等の発行者の氏名または名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 （軽減税率対象品目である旨） ④ 取引金額（税率区分ごとの合計額） ⑤ 請求書等受領者の氏名または名称

小売業や飲食店業などについては、区分記載請求書等の記載事項のうち、⑤の「請求書等受領者の氏名または名称」の記載を省略することができる（消法30⑨I、消令49④）

□ 帳簿の記載方法

帳簿については、申告時に請求書等を個々に確認することなく、帳簿に基づいて税額計算ができる程度に記載してあれば問題ありません。

したがって、商品の一般的総称でまとめて記載したり、軽減税率の対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、これらの記号・番号などが軽減税率の対象であることを表示するような記帳方法も認められます。

また、元帳などに8%の軽減税率を表示しても構いませんので、帳簿の追記事項については通常の記帳業務で要件は充足されるものと思われま（軽減税率Q&A（個別事例編）問120）。

□ 請求書等の記載方法

区分記載請求書等には、軽減税率対象品目である旨が客観的にわかる程度の記載がされていればよいこととされていますので、個々の取引ごとに適用税率を記載しなくても、軽減税率対象品目に「※」を付けるような方法によっても認められます（軽減通達18、軽減税率Q&A（制度概要編）問13）。

なお、「区分記載請求書等の記載事項」の太字の箇所については、請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記することが認められています。

したがって、記載事項に瑕疵がある請求書等を受け取ったとしても、仕入先

に再発行をお願いする必要はありません。購入者サイドでは、記載漏れとなっている事項を追記した請求書等を保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができます。

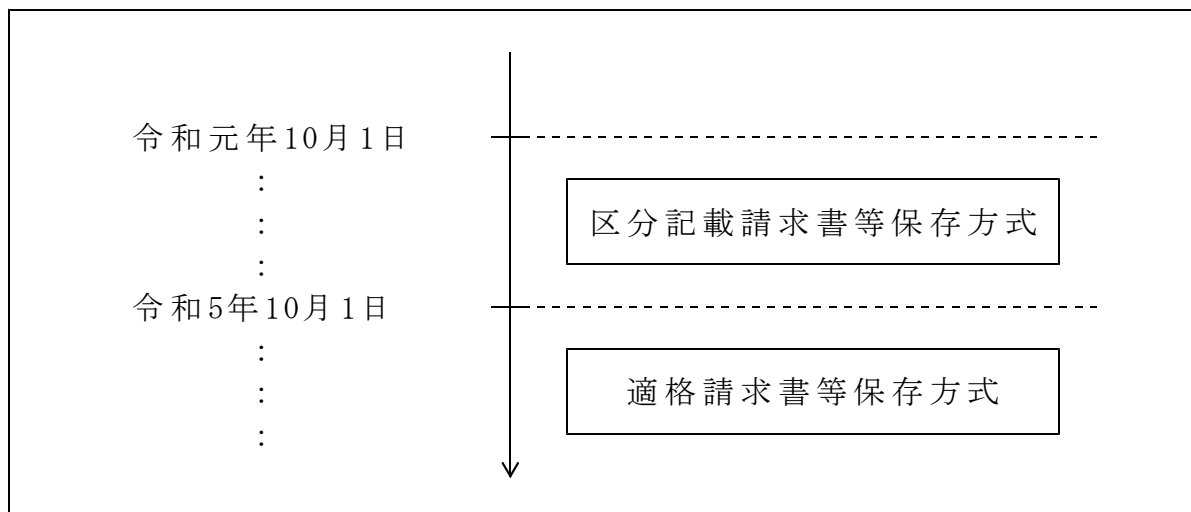
※令和5年10月以降は、記載事項に誤りのあるインボイスを受け取った事業者は、自らが追記や修正を行うことはできません。したがって、取引先に修正したインボイスの交付を求める必要があります（インボイスQ&A問29）

請求書		
(株)〇〇御中		令和〇年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※ ①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※ ①	10,800円
:	:	:
合計		131,200円
②	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
※は軽減税率対象品目 ③		
△△商事(株)		

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 税率ごとに合計した税込売上高を記載

③ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載



4 登録の準備をはじめよう！

インボイスを発行するためには登録が必要です。「適格請求書発行事業者」として登録をしなければインボイスを発行することはできません。

また、令和5年10月1日以降の取引については、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けたインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります（消法30⑦～⑨）。

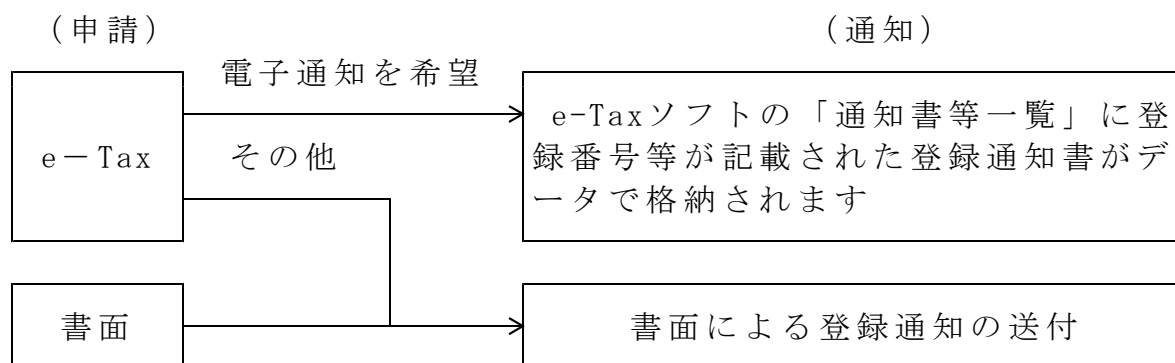
「適格請求書発行事業者」の登録は、**令和3年10月1日**からその申請を受け付けることとしていますので、令和5年10月1日前であっても申請書を提出することができます（平成28年改正法附則1八）。

□ 適格請求書発行事業者登録制度

「適格請求書発行事業者」とは、納税地の所轄税務署長に「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」を提出し、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者をいいます（消法2①七の二）。

e-Taxを利用して登録申請書を提出し、電子での通知を希望した場合には、登録の通知もe-Taxにより行われます（インボイスQ&A問3）。

ただし、e-Taxにより申請した場合でも、7ページの電子版登録申請書の☑欄にチェックしないと書面による通知となりますのでご注意ください。



登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、登録申請書の提出状況により異なることから、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」におおよその期間を掲載することとしています（インボイスQ&A問4）。大まかな目安としては、書面で提出された登録申請書については1か月程度、e-Taxで提出された登録申請書については2週間程度の期間が見込まれるようです。

国税局（所）では、「インボイス登録センター」を設置し、インボイス制度に関する申請書の入力や電話照会等の事務について集約処理を行うこととしています。よって、インボイス制度に関する申請書等を書面により提出する場合は、（登録申請書には「 税務署長」と書かれているものの）提出先は所轄税務署ではなく、インボイス登録センターへ郵送で送付することになります。

事業者は、登録をしなければインボイスを発行することはできません！

したがって、適格請求書の記載事項を確認したうえで、オリジナルのインボイスの雛形を決定するなどの事前の準備が必要となります。

また、仕入税額控除の適用を受けようとする事業者は、インボイスの保存が仕入税額控除の要件となります！

□免税事業者はインボイスの登録申請ができない！

免税事業者はインボイスを発行することができません。インボイス制度が導入される前であれば、免税事業者との取引でも仕入税額控除の対象とすることができたのですが、インボイス制度の導入により、免税事業者からはインボイスが貰えないこととなります。

インボイスがないと仕入税額控除ができないため、仕入側では納付する税額が増えることとなります。結果、免税事業者との取引が減少して、免税事業者は商売ができなくなるかもしれません。

よって、取引先からの要請などにより、インボイスの登録申請をする事業者が増加するものと思われまます。

ここで注意したいのは、免税事業者は登録申請ができないということです。

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の免税事業者が「適格請求書発行事業者」になるためには、「課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となったうえで登録申請をする必要があるのです。

また、課税事業者であっても登録をしなければ「適格請求書発行事業者」になることはできません。よって、インボイスを発行する必要がない課税事業者は、あえて登録する必要はありません。

ただし、課税事業者が登録をしなかったからといって、納税義務が免除されるわけではありませんのでご注意ください。

	適格請求書の登録	適格請求書の発行	申告義務
課税事業者	有	○	有
	無	×	
免税事業者	×	×	無

課税選択

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

令和 年 月 日	申	(フリガナ)				
		住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	(〒 -) Ⓢ(法人の場合のみ公表されます)	(電話番号 - -)		
	請	納 税 地	(フリガナ)	(〒 -) (電話番号 - -)		
		者	氏名又は名称	Ⓢ		
		代表者氏名	(フリガナ)			
	税務署長殿	法人番号				

この申請書に入力した次の事項(Ⓢ印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
- 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地

なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。

また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に入力した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、○をチェックしてください。
	○ 課税事業者 ○ 免税事業者
	※ 次葉「登録要件の確認」欄を入力してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も入力してください(詳しくはヘルプをご確認ください。)

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名	(電話番号 - -)
-------	-------------

本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織(e-Tax)による通知を希望します。

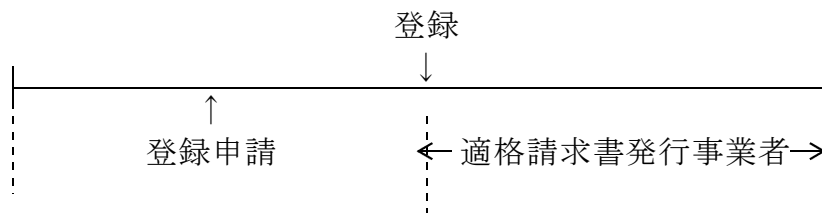
※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
	登録番号	T				

記載要領についてはヘルプを参照してください。

□インボイスはいつから発行できる？

登録申請書を税務署長に提出し、登録申請をした場合には、登録後の期間について、適格請求書発行事業者としてインボイスを発行することができます。

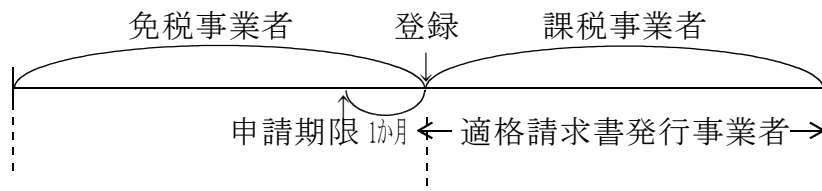
したがって、通知がされるまでの間は登録番号がありませんので、当然のことながら「適格請求書発行事業者」となることはできません。



□免税事業者が登録申請するケース（消法57の2②、消令70の2）

免税事業者が課税事業者を選択する場合には、期限までに「課税事業者選択届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります。

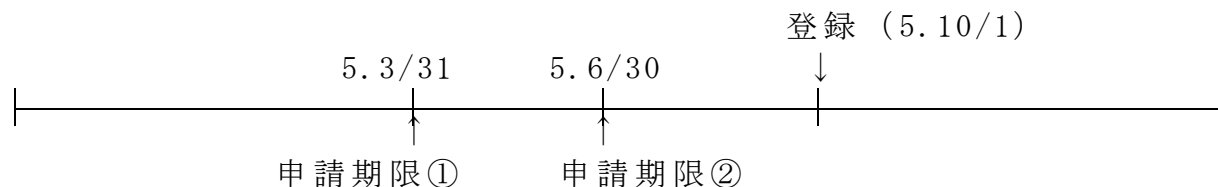
また、基準期間（特定期間）中の課税売上高が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる事業者は、「課税事業者届出書」の提出が義務付けられています。このようなケースにおいて、免税事業者が、課税事業者となる課税期間の初日から「適格請求書発行事業者」になろうとするときは、課税期間の初日の1か月前の日までに登録申請書を税務署長に提出する必要があります。



□令和5年10月1日から登録する場合の申請期限

令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」になろうとするときは、令和5年3月31日（申請期限①）までに登録申請書を税務署長に提出する必要があります。ただし、特定期間中の課税売上高等が1,000万円を超えたことにより、課税事業者となる事業者の場合には、①の期限までに登録申請書を提出することができないケースが想定されます。

そこで、特定期間中の課税売上高等により納税義務を判定した結果、課税事業者となる事業者が、令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」になろうとするときは、登録申請書の提出期限を令和5年6月30日（申請期限②）まで延長しています（平成28年改正法附則44①）。



なお、上記①または②の期限までに登録申請書を提出することにつき、困難な事情がある場合には、その困難な事情を記載した登録申請書を令和5年9月30日までに所轄税務署長に提出すれば、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされます（平成30年改正令附則15）。

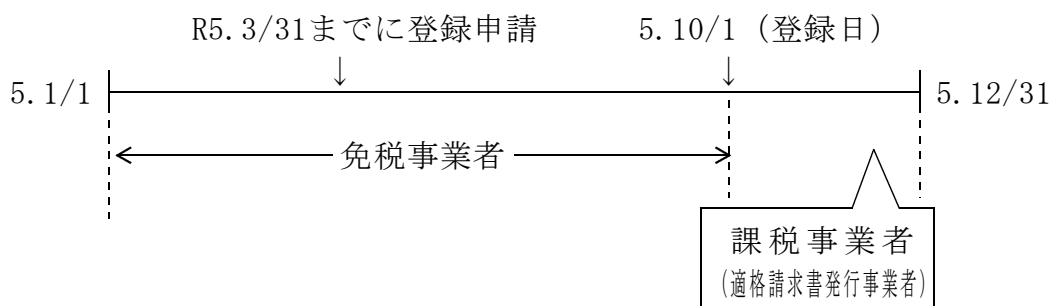
※困難の度合いを問わず、申請することができます（インボイス通達5-2）。

□免税事業者が令和5年10月1日から登録する場合

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、「課税事業者選択届出書」の提出は不要とされています。

例えば、免税事業者である個人事業者は、期限までに登録申請書を提出することにより「適格請求書発行事業者」としてインボイスを発行することができます。

この場合において、令和5年1月1日～令和5年9月30の間は免税事業者として納税義務はありませんので、登録開始日である令和5年10月1日以後の期間についてのみ、課税事業者として申告義務が発生することになります（平成28年改正法附則44④、インボイス通達5-1）。



また、登録日以後の期間（令和5年10月1日～令和5年12月31日）について簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和5年12月31日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、簡易課税により仕入控除税額を計算することができます（平成30年改正令附則18）。

つまり、「簡易課税制度選択届出書」は課税期間の末日までに提出すればよいということです。

消費税簡易課税制度選択届出書

収受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
		法 人 番 号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。

下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。
 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定により
 消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。

①	適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
②	①の基準期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
③	②の課税売上高	円

事 業 内 容 等	(事業の内容)	(事業区分) 第 種事業
-----------	---------	-----------------

提出要件の確認	次のイ、ロ又はハの場合に該当する (「はい」の場合のみ、イ、ロ又はハの項目を記載してください。)		はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>			
	イ	消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合	課税事業者となった日	令和 年 月 日			
				課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	はい <input type="checkbox"/>		
	ロ	消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新規設立法人」に該当する(該当していた)場合	設立年月日	令和 年 月 日			
				基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	はい <input type="checkbox"/>		
	ハ	消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合(同条第2項の規定の適用を受ける場合) (仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合はAの欄を、自己建設高額特定資産に該当する場合は、Bの欄をそれぞれ記載してください。)	仕入れ等を行った課税期間の初日	令和 年 月 日			
			A この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない		はい <input type="checkbox"/>		
			仕入れ等を行った課税期間の初日	平成 令和 年 月 日			
			建設等が完了した課税期間の初日	令和 年 月 日			
			B この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない		はい <input type="checkbox"/>		

※ 消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、ハの項目を次のとおり記載してください。
 1 「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額資産」と読み替える。
 2 「仕入れ等を行った」は、「消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と、「自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった」は、「調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と読み替える。

※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の提出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。

参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日 台帳整理 年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認	番号確認

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

□ 免税事業者の登録手続に関する経過措置の延長（令和4年度改正）

1 登録手続に関する経過措置の延長と課税期間の中途からの登録

免税事業者はインボイスの発行ができないため、取引先からの要請により、インボイスの登録申請をして適格請求書発行事業者となることが予想されます。

この場合、適格請求書発行事業者になると消費税の申告義務が生ずるため、納付消費税額をコストとして負担しなければなりません。

そこで、免税事業者のような適格請求書発行事業者でない「非登録事業者」からの課税仕入れについては、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの期間については課税仕入高の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの期間については、課税仕入高の50%を仕入控除税額の計算に取り込むことができます（平成28年改正法附則52、53）。

免税事業者は、この経過措置も考慮に入れながら、登録の必要性和資金繰りを天秤にかけ、取引先との価格交渉に当たらなければなりません。つまり、登録の是非を慎重に判断する必要があるということです。

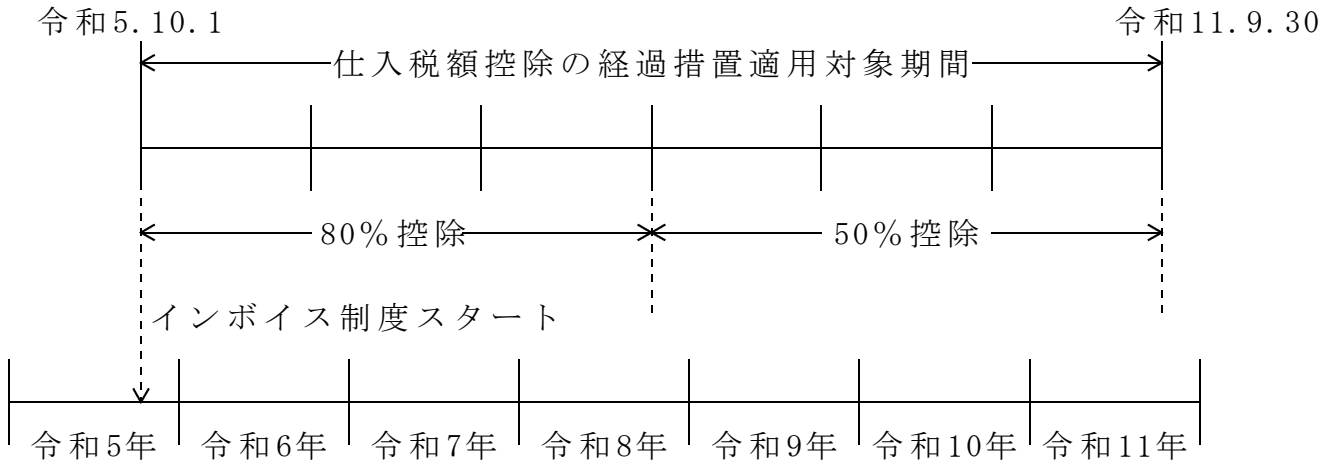
令和4年度改正では、免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日の属する課税期間だけでなく、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においても、「課税事業者選択届出書」を提出することなく、登録申請書を提出することにより、適格請求書発行事業者となることを認めることとしました。

また、登録申請書を提出することにより、年または事業年度の中途から登録をすることもできます（新平成28年改正法附則44④）。

簡易課税制度についても、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において登録する免税事業者については、登録日の属する課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から簡易課税により仕入控除税額を計算することができます。

< 具体例 >

個人事業者であれば、登録申請書を提出することにより、令和5年から令和11年分までの任意の年（課税期間）について適格請求書発行事業者になることができます。また、令和6年10月1日といったように、年の中途からの登録も認められます。



2 免税事業者が登録した場合の課税事業者としての拘束期間

令和4年度改正では、「課税事業者選択届出書」を提出した事業者とのバランスに配慮し、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において登録する免税事業者は、令和5年10月2日以後に開始する課税期間について、登録開始日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は課税事業者として申告義務を課することとしています（新平成28年改正法附則44⑤）。

注意したいのは、上記1により、令和5年10月1日の属する課税期間において登録する免税事業者は、いわゆる2年縛りの規定がないということです。

したがって、個人事業者（免税事業者）が令和5年10月1日に登録した場合には、令和5年12月1日までに登録取消届出書を提出することにより、令和6年から免税事業者となることができるのに対し、令和6年1月1日に登録した個人事業者（免税事業者）は、登録開始日（令和6年1月1日）から2年を経過する日（令和7年12月31日）の属する課税期間（令和7年）までの間は課税事業者として申告義務がありますので、結果、令和6年と令和7年の2年間は課税事業者として拘束されることとなるのです。

5 免税事業者の準備

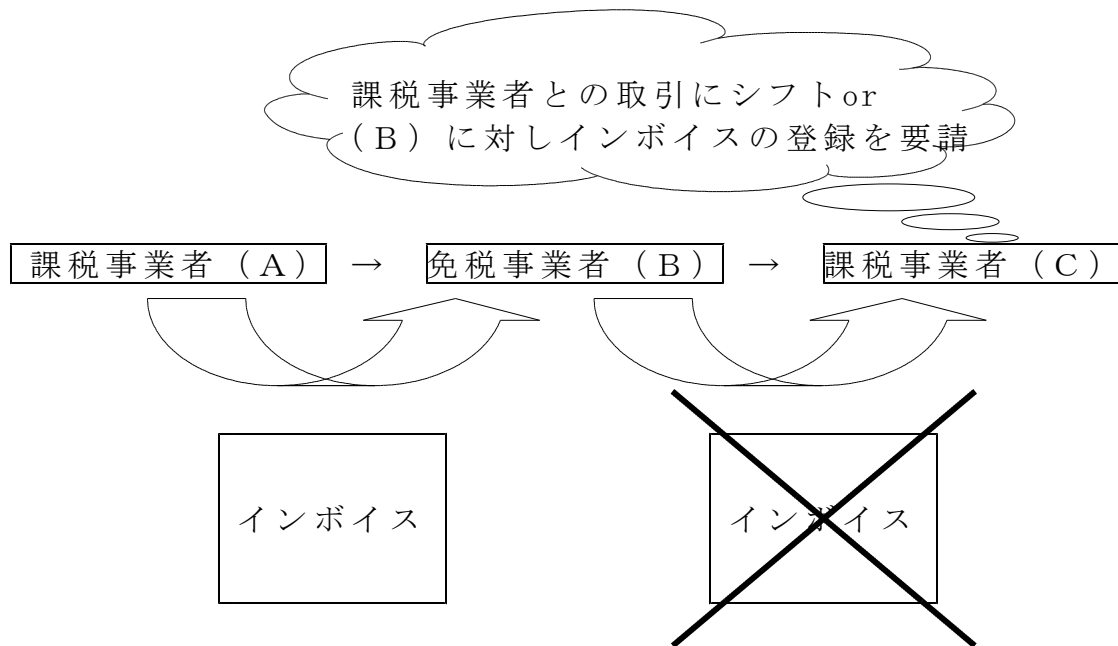
インボイスが導入されたからといって、すべての免税事業者が事業の継続に支障を来すわけではありません。地元商店街の八百屋さんや魚屋さんのように、ご近所の奥様方を相手に商売している小規模なお店では、インボイスを要求するお客さんなどほとんどいないはずです。よって、インボイス制度が導入された後も免税事業者のまま商売を続けていけるものと思われまます。

問題は、事業者間取引がある免税事業者です。

例えば、課税事業者（A）から免税事業者（B）、免税事業者（B）から課税事業者（C）と商品が流通するケースを想定してみましょう。

（C）は（B）から商品を仕入れるとインボイスを入手することができません。必然的にインボイスが貰える課税事業者との取引にシフトすることになり、免税事業者が取引から除外されることが危惧されます。

また、免税事業者である（B）に対し、インボイスの登録を要請することも予想されます。事業者間取引では、免税事業者でも売上高に消費税相当額を上乗せして受領するのが一般的ですので、免税事業者は、価格の改定についてより慎重な判断が要求されることになりそうです。



□インボイスがなくても控除ができる！

免税事業者や消費者のほか、課税事業者でも登録を受けなければインボイスを発行することはできません。そこで、インボイスがない課税取引については、期間の経過に応じて一定の金額を仕入税額として控除することを認めることとしています。

この場合には、区分記載請求書等保存方式の適用期間において要件とされていた「法定事項が記載された帳簿および請求書等の保存」が必要となります。また、帳簿には「80%控除対象」など、この経過措置の適用を受けたものである旨を、あわせて記載することとされていますが、「※」や「☆」などの記号で表示し、これらの記号が措置措置の適用を受ける課税仕入れである旨を別途表示するような簡便的な記載方法でもよいこととされています（平成28年改正法附則52、53・インボイスQ&A問89）。

期間	「非登録事業者」からの課税仕入れの取扱い
～令和5年9月30日	「課税仕入れ等の税額× <u>100%</u> （全額）」を仕入控除税額の計算に取り込むことができる
令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	「課税仕入れ等の税額× <u>80%</u> 」を仕入控除税額の計算に取り込むことができる
令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	「課税仕入れ等の税額× <u>50%</u> 」を仕入控除税額の計算に取り込むことができる
令和11年10月1日～	非登録事業者からの課税仕入れは、原則として <u>全額</u> 仕入税額控除の対象とすることはできない

□不動産賃貸業は登録して簡易課税を選択！

免税事業者である不動産賃貸業者が賃借人から消費税相当額を受領している場合には、インボイスの登録申請をした上で簡易課税制度の適用を受けることをお勧めします。不動産賃貸業者の必要経費は固定資産税や借入金利子、減価償却費など、課税仕入れとならないものが大半を占めています。

簡易課税制度の適用を受けることにより、40%のみなし仕入率を適用することができますので、消費税相当額を値引きするより手残りは増えるものと思われます。

<具体例>

事務所家賃10万円、消費税1万円を賃借人から受領している免税事業者は、インボイスの登録をしない限り、1万円の消費税相当額を受領することは難しいものと思われます。インボイスの登録をして簡易課税制度の適用を受けることにより、手残り金額は10万4,000円となります。

$$1万円 - 1万円 \times 40\% = 6,000円 \cdots \text{納付税額}$$

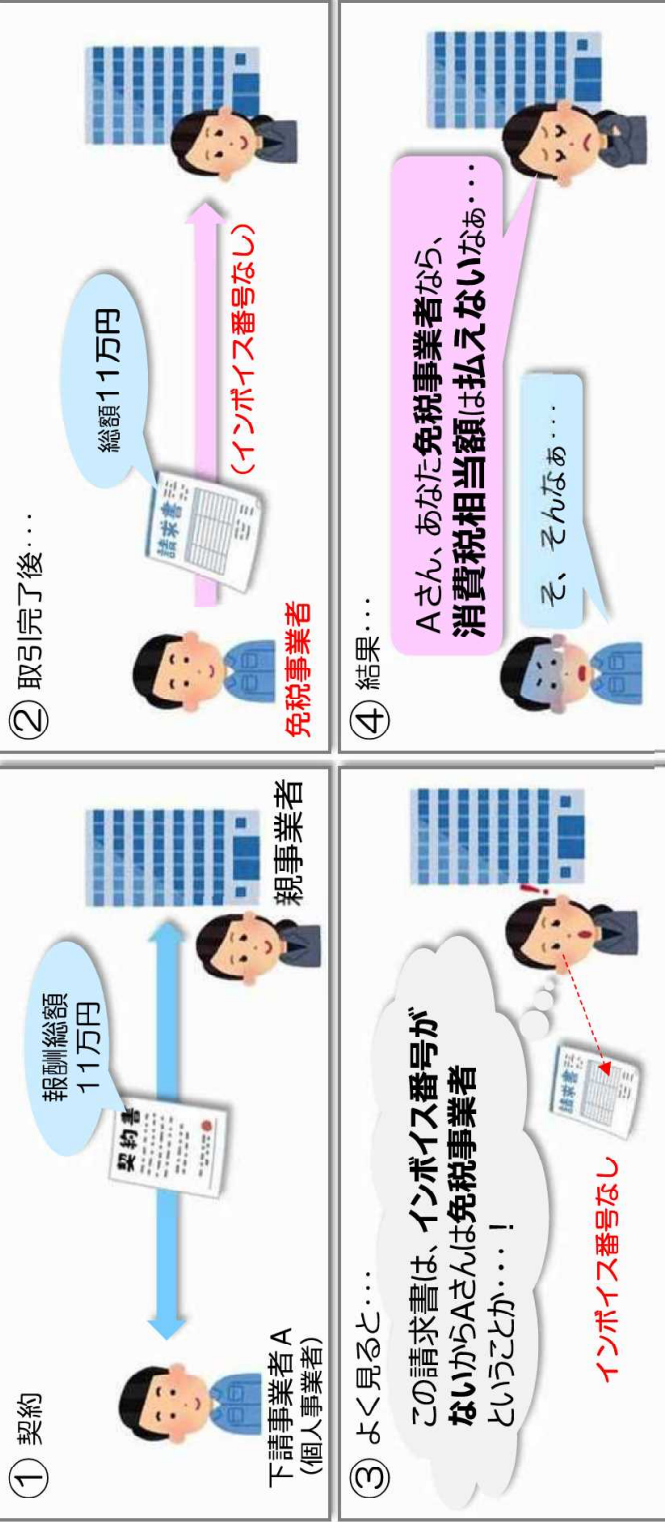
6 インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方（事例）

出典：（令和4年1月19日）免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。



➤それ、下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。



【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。



➤それ、下請法違反となるおそれがあります！



下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買いたたき」として問題になるおそれがあります。

【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**課税転換を求めた。**
- その際、「インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後の取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、**要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。**

① 要請文書発出

いきなり何だろう…？

取引先 A (免税事業者)

取引先 B (免税事業者)

通知

うちは免税事業者との取引が多いし、とりあえず、課税事業者になってもらおう

② 要請文書には…

通知

インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後の取引は考えさせていただきます。

③ 価格交渉 (免税事業者のままのAさんの場合)

免税事業者のままでも、価格を据え置いてもらえませんか…？

免税のままなら**10%価格を引き下げます！**それがいやなら今後の取引は考えさせていただきます。

わかりました…

③' 価格交渉 (課税転換するBさんの場合)

(取引を切られるのは困る…！) 課税事業者になります！

ありがとうございます。では、**今まで通りの金額**でお願いします。

課税転換するのに、価格交渉もさせてくれないんですね…

➤それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！

課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告**することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者**となるに際し、価格交渉の場において**明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

7 インボイス制度への対応に関するQ&Aについて（概要）

出典：（令和4年1月19日）免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

インボイス制度への対応に関するQ&Aについて（概要）

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度で何が変わるのか

Q1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあります。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などを行います。

免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ① 売上先が消費者又は免税事業者である場合
 - ② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合
- そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります（Q7参照）。

Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご留意ください。

Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

インボイス制度への対応に関するQ&Aについて（概要）

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れ代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確にならざるままに、仕入先から始め計算できない不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れ代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような従属等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることになると一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

8 登録番号とは？

□登録番号の構成

登録番号は、法人番号を有する法人と、法人番号のない個人事業者・人格のない社団等に区分して次のような構成になっています。

請求書等への表記に当たっては、半角か全角かは問いません。記載例としては、「T1234567890123」あるいは「T-1234567890123」といったような表記方法が想定されます（インボイス通達2-3・インボイスQ&A問19）。

法人（法人番号を有する課税事業者）	個人事業者・人格のない社団等
「T」（ローマ字）+ 法人番号（13桁）	「T」（ローマ字）+ <u>数字</u> （13桁）

- ・法人番号と重複しない事業者ごとの番号を用いる
- ・個人事業者についてはマイナンバーは使用しない

□登録番号はいつからインボイスに記載（表示）ができる？

令和5年10月より導入が予定されているインボイスには、税率区分ごとの合計請求額は、税込金額と税抜金額のいずれかを記載すればよいこととされています。

一方で、区分記載請求書等には、税率区分ごとの税込請求金額の記載が必要とされていますので、請求書等の雛形を、税抜金額を記載したインボイスに変更した場合には、令和5年9月までの間は仕入税額控除の要件を満たさないことになってしまいます。

そこで、たとえ税込金額が記載されていない請求書であっても、記載要件を具備したインボイスの保存があれば、仕入税額控除を認めることとしています（軽減税率Q&A（個別事例編）問109）。

また、区分記載請求書に登録番号を記載することもできますので、令和5年9月30日以前に登録番号が通知されている場合には、登録番号を前もって請求書に記載しておくことで、スムーズにインボイスへの移行が可能となります（インボイスQ&A問62）。

令和5年10月1日きっかりからインボイスに切り替える必要はありませんので、インボイスの雛形を事前に検討したうえで、適当な時期にフォーマットを変更していくことになるものと思われます。

□登録番号はどうやって確認する？

適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号については、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」において登録後速やかに公表されます（消法57の2④⑪、消令70の5②）。

マイナンバーとは異なり、誰でも閲覧することができますので、取得したインボイスに記載された登録番号が、本当に登録されているかどうかは、この公表サイトにアクセスすることにより確認することができます（インボイスQ&A問21）。

なお、個人事業者が屋号や事務所等の所在地を公表する場合には、登録申請書とは別に、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出する必要があります。

請求書

(株)〇〇御中 令和〇年11月30日

11月分 131,200円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	キッチンペーパー	2,000円
:	:	:
合計		120,000円
消費税		11,200円

(10%対象 80,000円 消費税 8,000円)
(8%対象 40,000円 消費税 3,200円)

※は軽減税率対象品目

△△商事(株) 登録番号 T-XXXXXX

税込取引金額の記載がなくてもOK!

令和5年10月1日前でも記載OK!

【TOP画面】

国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 法人番号を検索したい場合はこちら。

登録番号を検索する

登録番号（「T」1桁） ①確認したい登録番号を入力 検索結果が表示されます。
一度に10件まで

登録番号
T 4567890123456 13桁

②検索をクリック

検索 クリア

登録番号
T 4567890123456 13桁

登録番号でまとめて検索する + ←「+」をクリックすることで、複数検索（最大10件）を行うことが検索可能

【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 ページ印刷

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号
T4567890123456

氏名又は名称
国税 太郎

登録年月日
令和5年10月1日

最終更新年月
令和5年10月1日

履歴情報

No.1 適格請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日
新規

適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

収受印

令和 年 月 日	申	(フリガナ)										
		納 税 地	(〒 -)									
	出	(フリガナ)										
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名										
者	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。										
	登 録 番 号	T										
_____ 税務署長殿												

国税庁ホームページの公表事項について、下記の事項を追加（変更）し、公表することを希望します。

新 た に 公 表 す る 事 項	新たに公表を希望する事項の□にレ印を付し記載してください。		
	個 人 事 業 者	<input type="checkbox"/> 主たる屋号 <small>〔複数ある場合 任意の一つ〕</small>	(フリガナ)
		<input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地等 <small>〔複数ある場合 任意の一箇所〕</small>	(フリガナ)
		<input type="checkbox"/> 通称 <input type="checkbox"/> 旧姓（旧氏）氏名 <small>〔住民票に併記されている 通称又は旧姓(旧氏)に限る〕</small>	いずれかの□にレ印を付し、通称又は旧姓(旧氏)を使用した氏名を記載してください。 <input type="checkbox"/> 氏名に代えて公表 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 氏名と併記して公表
	人 社 格 の 団 体 等	<input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地	(フリガナ)
変 更 の 内 容	既に公表されている上記の事項について、公表内容の変更を希望する場合に記載してください。		
変 更 年 月 日	令和 年 月 日		
変 更 事 項	(個人事業者) <input type="checkbox"/> 屋号 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地等 <input type="checkbox"/> 通称又は旧姓(旧氏)氏名 (人格のない社団等) <input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地		
変 更 前	(フリガナ)		
変 更 後	(フリガナ)		

※ 常用漢字等を使用して公表しますので、申出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)

※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号		部 門 番 号	
	申 出 年 月 日	年 月 日	入 力 処 理	年 月 日 番 号 確 認

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

9 インボイスの種類と記載事項

インボイス（適格請求書）とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます（消法57の4①、消令70の10）。

（記載事項）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称
- ② 登録番号
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容（軽減対象品目である場合にはその旨）
- ⑤ 税抜取引価額または税込取引価額を税率区分ごとに合計した金額
- ⑥ ⑤に対する消費税額等および適用税率
- ⑦ 請求書等受領者の氏名または名称

（太字が追加項目）

上記⑥の「消費税額等」とは、消費税額および地方消費税額の合計額をいい、次のいずれかの方法で計算した金額とし、消費税額等の計算において1円未満の端数が生じた場合には、税率の異なるごとに当該端数を処理します。

$$\boxed{\text{税抜価額}} \times \frac{10}{100} \left(\frac{8}{100} \right) = \text{消費税額等}$$

$$\boxed{\text{税込価額}} \times \frac{10}{110} \left(\frac{8}{108} \right) = \text{消費税額等}$$

※消費税額等の端数処理は請求書単位で行いますので、複数の商品の販売につき、一の商品ごとに端数処理をした上で合計することはできませんが、端数処理の方法は、切上げ、切捨て、四捨五入などの任意の方法によることができます（インボイス通達3-12・インボイスQ&A問46）。



(表示例1) 税抜取引金額を表示するケース

⑦ 請求書等受領者の名称 →

⑤～⑥ 税抜取引金額
・ 税率・消費税額等

請求書

(株)〇〇御中 令和〇年11月30日 ← ③ 取引年月日

11月分 131,200円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	キッチンペーパー	2,000円
:	:	:
合計		120,000円
消費税		11,200円

(10%対象 80,000円 消費税 8,000円)
(8%対象 40,000円 消費税 3,200円)

※は軽減税率対象品目

△△商事㈱ 登録番号 T-××××× ← ② 登録番号

↑

① 適格請求書発行事業者の名称

④ 取引内容

(表示例2) 税込取引金額を表示するケース

⑦ 請求書等受領者の名称 →

⑤～⑥ 税込取引金額
・ 税率・消費税額等

請求書

(株)〇〇御中 令和〇年11月30日 ← ③ 取引年月日

11月分 131,200円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	キッチンペーパー	2,000円
:	:	:
合計		120,000円
消費税		11,200円

(10%対象88,000円 (内消費税8,000円))
(8%対象43,200円 (内消費税3,200円))

※は軽減税率対象品目

△△商事㈱ 登録番号 T-××××× ← ② 登録番号

↑

① 適格請求書発行事業者の名称

④ 取引内容

□ 様式に制約はありません！

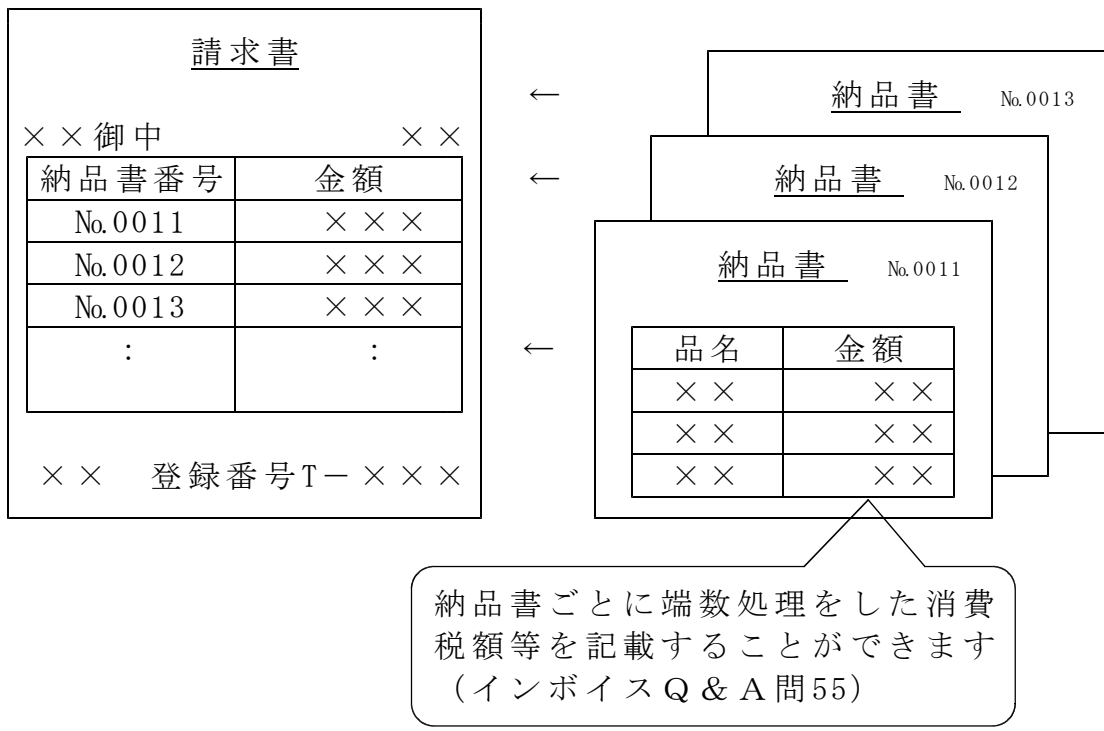
インボイス（適格請求書）とは、登録番号などの法定事項が記載された書類の法律上の名称であり、実務で使用する書類にまでこの名称を用いる必要はありません。

中小企業であれば、手書きの領収書を交付しても何ら問題ありませんし、電話番号などで事業者が特定できる場合には、屋号や省略した名称を記載しても構いません。

また、一の書類に全ての事項を記載する必要もありませんので、納品書や請求書など、複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、適格請求書として認められることとなります（インボイス通達3-1・インボイスQ & A問25、26、44）。

適格請求書に記載する売手（買手）の名称や登録番号、取引内容などについては、取引先コード、商品コード等の記号、番号等による表示によることもできますが、下記の①と②に注意する必要があります（インボイス通達3-3・インボイスQ & A問45）。

- ① 売手が適格請求書発行事業者でなくなった場合のコード表の修正
- ② 売手が適格請求書発行事業者である期間の確認などの措置



□簡易なインボイスもある！

小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業または駐車場業等のように不特定多数を取引先とする事業を営む場合には、簡易インボイス（適格簡易請求書）を交付することができます。

簡易インボイスは、

- ① 「請求書等受領者の氏名または名称」を記載する必要がありません
- ② 消費税額等または適用税率のいずれかの記載でよいこととされています

よって、スーパーやタクシーなどのレシートに登録番号、税率などを記載して、インボイスとして利用することができます（消法57の4②、消令70の11）。

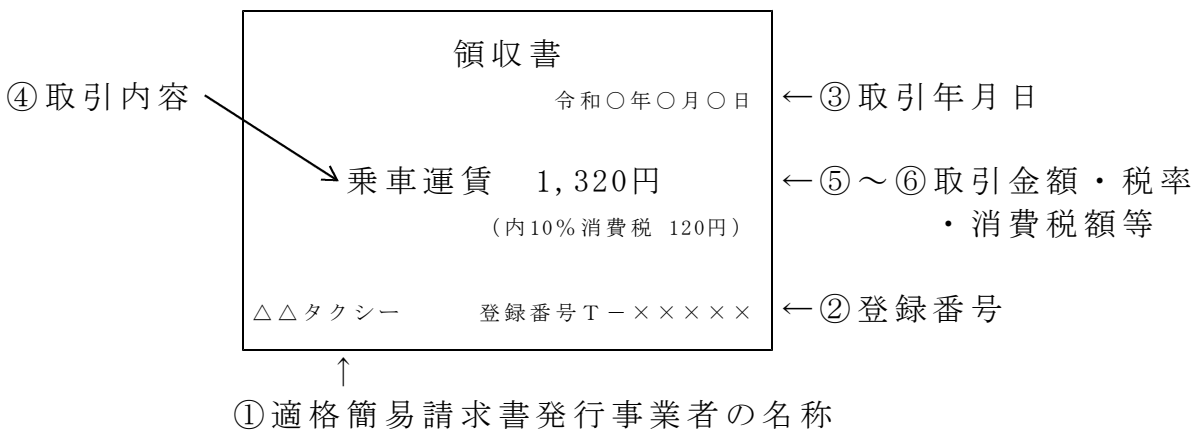
（簡易インボイスの記載事項）

- ① 適格簡易請求書発行事業者の氏名または名称
- ② **登録番号**
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容（軽減対象品目である場合にはその旨）
- ⑤ **税抜取引価額または税込取引価額を税率区分ごとに合計した金額**
- ⑥ ⑤に対する**消費税額等または適用税率**

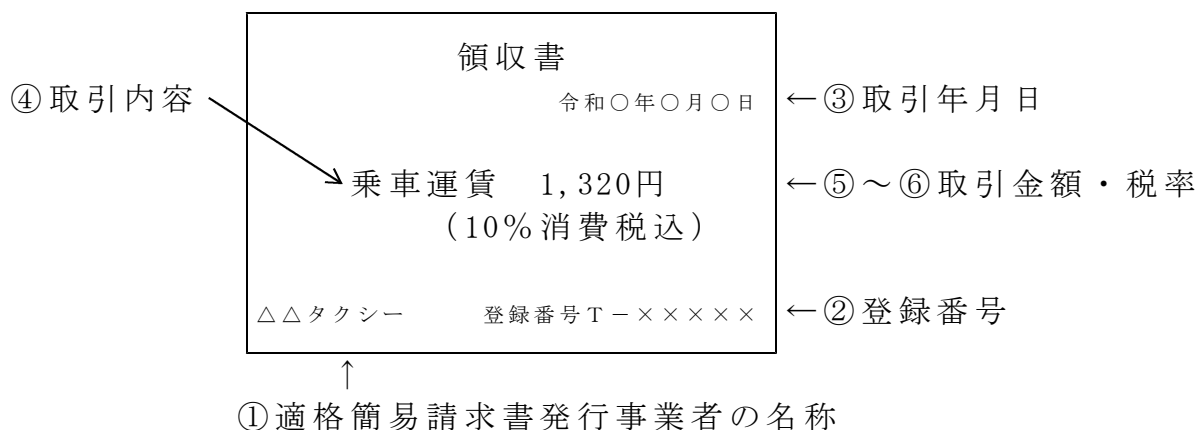
両方記載することもできます（インボイスQ&A問47）

（太字が追加項目）

（表示例1）消費税額等と適用税率を表示するケース



(表示例2) 適用税率を表示するケース



□返品や値引きをした場合にも書類の発行が必要になる！

返品や値引きなどに伴い、売上代金の返金や売掛金の減額（売上げに係る対価の返還等）をした場合には、取引先に対して「適格返還請求書」の交付が義務づけられています。

※取引先は、受領したインボイスに記載された税額から「適格返還請求書」に記載された税額を控除して仕入税額を計算します。

「売上げに係る対価の返還等」には、課税売上げに対する返品や値引、割戻金だけでなく、売上割引や販売奨励金、協同組合が組合員に支払う事業分量配当金も含まれます（消法38①、消基通14-1-2～4）。



「適格返還請求書」とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます（消法57の4③）。

(適格返還請求書の記載事項)

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称
- ② 登録番号
- ③ 売上げに係る対価の返還等を行う年月日
- ④ ③の売上年月日
- ⑤ 取引内容（軽減対象品目である場合にはその旨）
- ⑥ 税抜取引価額または税込取引価額を税率区分ごとに合計した金額
- ⑦ ⑥に対する消費税額等または適用税率

両方記載することもできます（インボイスQ&A問49）

③ 売上げに係る対価の返還等を行う年月日



令和〇年12月15日		
販売奨励金支払明細書		
(株)〇〇御中		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	キッチンペーパー	2,000円
:	:	:
合計		120,000円
消費税		11,200円
(10%対象 80,000円 消費税 8,000円)		
(8%対象 40,000円 消費税 3,200円)		
※は軽減税率対象品目		
△△商事㈱		登録番号 T-×××××× ← ②登録番号

④ ③の売上年月日

⑤ 取引内容

⑥～⑦ 税抜（税込）の取引金額・税率または消費税額等
※両方記載してもよい

① 適格請求書発行事業者の名称

□インボイスとセットで交付することもできる！

適格請求書と適格返還請求書は一の書類により交付することができます。
また、税抜（税込）取引金額と消費税額についても相殺後の差額を記載することができます（インボイス通達3-16）。

(表示例 1) 売上金額と販売奨励金をそれぞれ記載するケース

請求書		
(株)〇〇御中		令和〇年11月30日
11月分 118,080円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	キッチンペーパー	2,000円
:	:	:
合計		120,000円
消費税		11,200円
(10%対象 80,000円 消費税 8,000円)		
(8%対象 40,000円 消費税 3,200円)		
販売奨励金		
10/5	小麦粉 ※	2,000円
:	:	:
合計		12,000円
消費税		1,120円
(10%対象 8,000円 消費税 800円)		
(8%対象 4,000円 消費税 320円)		
※は軽減税率対象品目		
△△商事(株)		登録番号 T-XXXXXX

インボイスの記載事項

販売奨励金の内訳

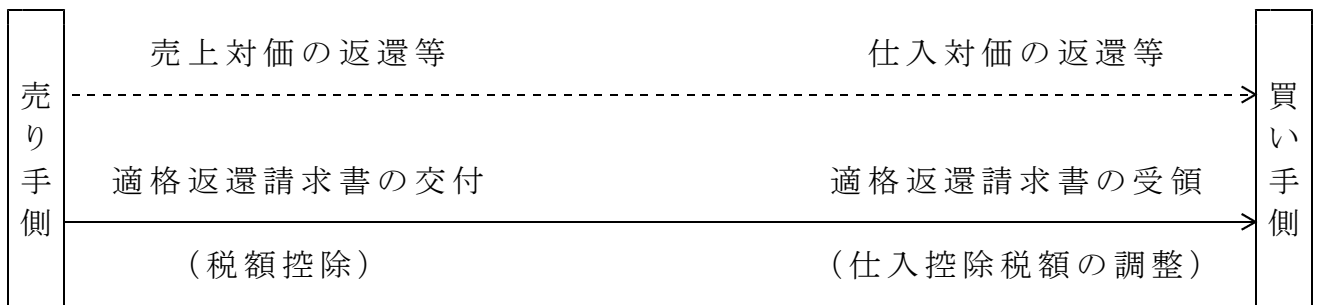
(表示例2) 売上金額と販売奨励金を相殺するケース

請求書		
(株)〇〇御中 令和〇年11月30日		
11月分 118,080円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	キッチンペーパー	2,000円
:	:	:
合計		120,000円
消費税		11,200円
販売奨励金		
10/5	小麦粉 ※	2,000円
:	:	:
合計		12,000円
消費税		1,120円
(10%対象 72,000円 消費税 7,200円) (8%対象 36,000円 消費税 2,880円)		
※は軽減税率対象品目		
△△商事㈱ 登録番号T-××××××		

継続して 売上高と対価の返還等の金額を相殺し、相殺後の金額に対する消費税額を税率ごとに記載することができる

□控除税額の計算方法

返還等対価に係る税額（申告書⑤欄の金額）は、適格返還請求書に記載した消費税額等（記載事項の⑦の金額）に78%を乗じて計算することができます（消令58①）。また、適格返還請求書の交付を受けた事業者が、仕入れに係る対価の返還等の調整税額を計算する場合においても、交付を受けた適格返還請求書に記載された消費税額等（記載事項の⑦の金額）に78%を乗じて計算することができます（消令52①）。



10 適格請求書発行事業者の義務

□インボイスの交付義務があります

適格請求書発行事業者は、取引先から要求されたときは、インボイスを交付しなければなりません。

また、交付したインボイスなどの記載事項に誤りがあった場合には、修正したものを交付することが義務付けられています。ただし、当初に交付したインボイスなどとの関連性を明らかにした上で、修正した事項を明示した書類で代用することもできます（消法57の4①前文、④・インボイス通達3-17・インボイスQ&A問29）。

<インボイスの修正>

記載事項に誤りのあるインボイスの交付を受けた事業者（買手）は、自らが追記や修正を行うことはできませんので、売手に修正したインボイスの交付を求めする必要があります（インボイスQ&A問76）。

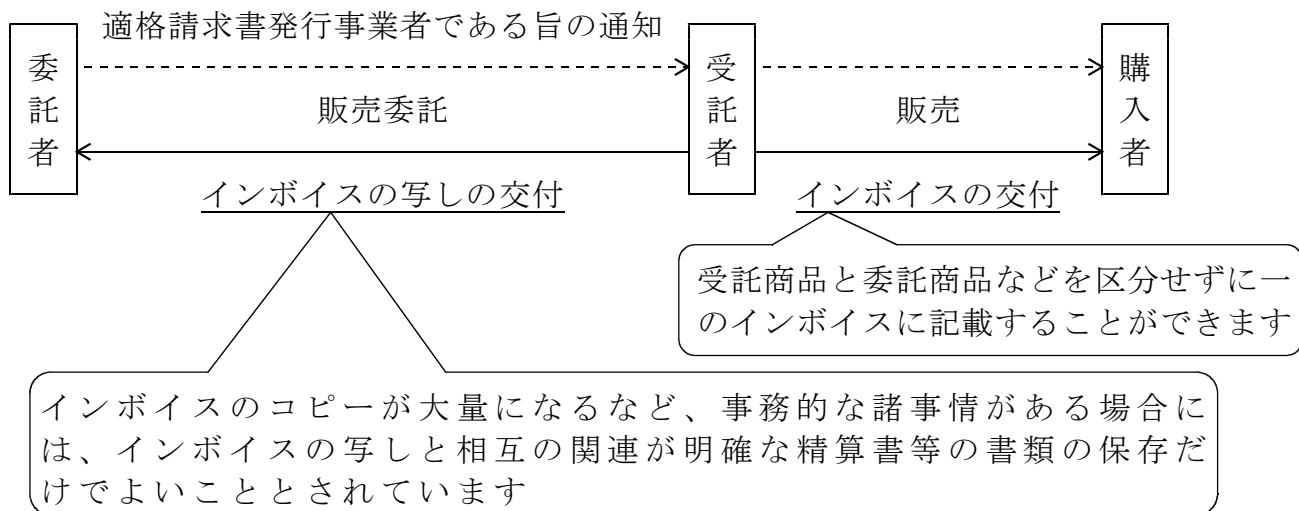
仕入明細書等についても、売手の確認を受けた上で、発行者（買手）が修正した書類を発行することができます（インボイスQ&A問29）。

□委託（受託）販売には特例があります

委託販売取引については、次の①および②の要件を満たすことにより、受託者の名称や登録番号などを記載したインボイスを、委託者に代わって交付することが認められています（媒介者交付特例）。

- ① 委託者と受託者のいずれもが適格請求書発行事業者であること
- ② 書面または契約書などにより、委託者が適格請求書発行事業者である旨を受託者に通知すること

（消令70の12・インボイス通達3-7、3-8・インボイスQ&A問39）



また、受託者（媒介者）が委託者の名称や登録番号などを記載したインボイスを交付することもできます（代理交付）。この場合において、受託者（媒介者）が適格請求書発行

事業者であるかどうかは問いません。

□インボイスの交付義務が免除されるケース

次の①～⑤の取引については、インボイスの交付義務が免除されます（消法57の4①ただし書、消令70の9、消規26の6）

番号	取引内容	交付義務が免除される者
①	公共交通料金	J R ・ バス会社など
②	卸売市場での、せり売または入札による販売	販売者（出荷者）
③	卸売市場、農協、漁協などで受託者が販売する生鮮食料品や農林水産物等	委託者（出荷者や生産者）
④	自動販売機での販売	自動販売機の設置者（販売者）
⑤	郵便ポストに投函される郵便物	郵便局

- ① 公共交通機関である船舶、バスまたは鉄道による旅客の運送として行われるもの（3万円未満のものに限る）

3万円未満かどうかは、切符1枚ごとの金額や月まとめ等の金額ではなく、1回の取引の税込価額で判定します（インボイス通達3-9）。

<具体例>

東京～大阪間の新幹線の運賃が4人分で52,000円（13,000円×4人）の場合には、料金が3万円以上の取引として適格請求書が必要になります（インボイスQ&A問34）

- ② 卸売市場の特例（その1）

下記 i ～ iii の卸売市場における、せり売または入札の方法による取引では、販売者（出荷者）が紐付きで買い手にインボイスを発行することは事実上不可能なことから、販売者（出荷者）のインボイスの交付義務が免除されています。

- i 農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場
- ii 都道府県知事の認定を受けた地方卸売市場
- iii 農林水産大臣の確認を受けた卸売市場（i および ii に準ずる卸売市場）

③－1 卸売市場の特例（その2）

上記 i～iii の卸売市場に委託して生鮮食料品等を販売する場合には、委託者（出荷者や生産者）はインボイスの交付義務が免除されています。

③－2 農協（漁協）等の特例

農業協同組合または漁業協同組合等に委託して農林水産物を販売する場合には、委託者（生産者）はインボイスの交付義務が免除されています。

ただし、この特例制度の適用を受けるためには、無条件委託方式・共同計算方式によることが条件とされています（消令70の9②Ⅱロ）（インボイスQ&A問37）。

④ 自動販売機により行われるもの（3万円未満のものに限る）

⑤ 郵便ポストを利用した配達サービス

□電子インボイス

適格請求書発行事業者は、インボイスなどの交付に代えて、電磁的記録（電子インボイス）を提供することができます。また、取引先に交付する書類について、書面と電子データによる提供を併用することも認められます。

ただし、提供した電子インボイスに誤りがあった場合には、修正した電子インボイスを提供することが義務付けられています（消法57の4⑤・インボイスQ&A問59）。

電子インボイスの受領者は、電子帳簿保存法に定める方法によりデータを保存する必要がありますが、電子データの保存に代えて、出力した書面で保存することもできます（インボイスQ&A問69）。

なお、令和3年度の税制改正により、受領した電子データを書面で出力して保存することは、所得税や法人税の世界では認められないこととなりましたが、その後、令和5年12月31日まで猶予期間を設けることになりました。

（電磁的記録による提供方法の例示）

① 光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供

② EDI取引における電子データの提供

（注）EDI (Electronic Data Interchange)取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関するデータを通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等をいいます。

③ 電子メールによる電子データの提供

④ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供

（インボイス通達3-2・インボイスQ&A問28）

□売り手にもインボイスの保存義務があります

インボイスの保存義務があるのは買い手だけではありません。インボイスなどを交付した適格請求書発行事業者は、交付した書類の写しの保存義務があります。

また、これらの書類の交付に代えて電子インボイスを提供した場合には、その電子データを保存する義務があります（消法57の4⑥）。

保存する書類は、交付した書類のコピーのほか、レジのジャーナルや一覧表、明細書でも構いません。電子データについては、紙で出力する方法だけでなく、所定の手続の基、データのまま保存することも認められています（インボイスQ & A 問64）。

□紛らわしい書類の交付は禁止です！

当然のことですが、適格請求書発行事業者は、偽りの記載をした（電子）インボイスを発行することはできません。

また、インボイスの登録をしていない免税事業者などは、登録番号は無論のこと、インボイスに類似する書類や電子データを発行することはできません（消法57の5）。

□免税事業者が消費税を受領したらどうなる？

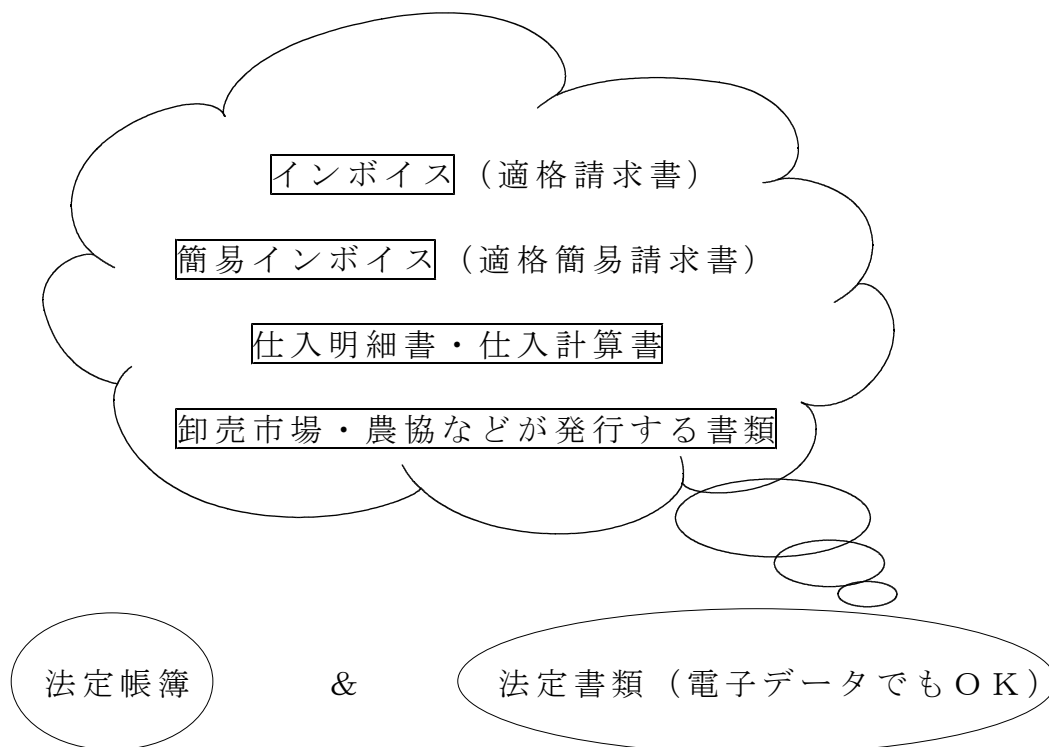
インボイスが導入される令和5年9月30日までの間は、免税事業者との取引であっても仕入税額控除の対象とすることができます。こういった理由から、免税事業者が発行する区分記載請求書には、軽減税率の適用対象取引であることと、税率ごとの取引金額を記載することが義務付けられています（軽減税率Q & A（個別事例編）問111）。

軽減税率Q & A（個別事例編）問111には、『…免税事業者は、取引に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは消費税の仕組み上、予定されていません。』との記載がされています。しかし、免税事業者が別途消費税相当額を受け取ることは法令などで禁止されていないため、現実の商取引においては、免税事業者でも外税で消費税相当額を受領しています。

令和5年10月以降に、免税事業者が消費税相当額を記載した書類を発行することは、法令上禁止されてはいないものの、取引先とのトラブルに繋がる可能性がありますので注意が必要です。

11 仕入税額控除の要件

仕入税額控除の適用を受けるためには、インボイスだけでなく、法定事項が記載された帳簿の保存も必要とされています（消法30⑦～⑨）。



帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式により令和元年10月1日から義務付けられているものから変更はありません。要するに、区分記載請求書等の記載義務を令和5年10月1日以後も継続するということです。

なお、次に掲げる課税仕入れについては、その課税仕入れを行った事業者において適格請求書等の保存を省略することができるので、下記の①～⑩に該当する旨などを記載した帳簿のみの保存により、仕入税額控除が認められることとなります（消令49①⑦、消規15の4）。

- ① インボイスの交付義務が免除される公共交通料金（3万円未満のものに限る）
- ② 簡易インボイスの要件を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
- ③ 古物営業者が適格請求書発行事業者でない消費者などから買い受ける販売用の古物
- ④ 質屋が適格請求書発行事業者でない消費者などから買い受ける販売用の質草
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない消費者などから買い受ける販売用の建物
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者から買い受ける販売用の再生資源または再生部品
- ⑦ 自動販売機から購入したもの（3万円未満のものに限る）
- ⑧ 郵便ポストを利用した配達サービス料金
- ⑨ 出張旅費、宿泊費、日当、転勤支度金
（インボイス通達4-9・インボイスQ&A問85）
- ⑩ 通勤手当（インボイス通達4-10・インボイスQ&A問86）

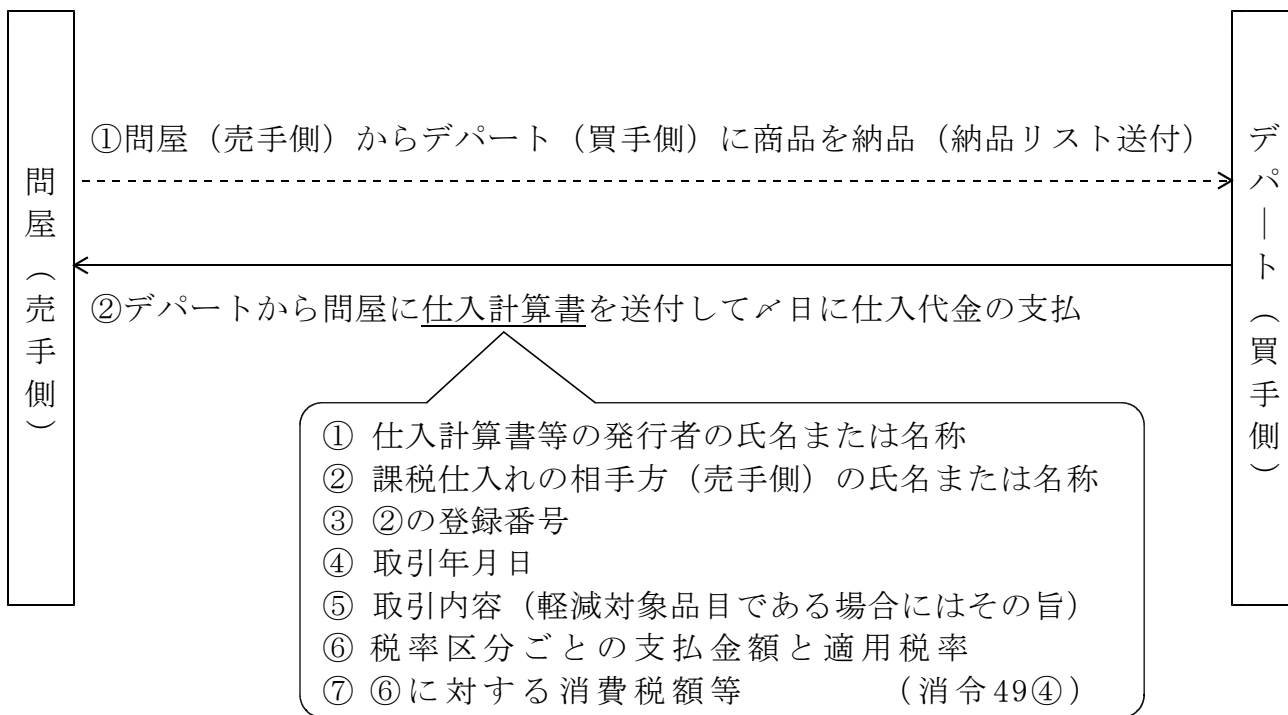
↓ 法定書類が不要なケース ↑

帳簿の記載事項	保存が義務付けられる法定書類（①～⑤のいずれか）
<ul style="list-style-type: none"> ① 仕入先の氏名または名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 （軽減税率対象品目である旨） ④ 取引金額（対価の額） <p>（注）課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満の場合、請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由がある場合には帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められています。この措置については廃止となりますのでご注意ください（旧消令49①）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① インボイス（適格請求書） ② 簡易インボイス（適格簡易請求書） ③ 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、適格請求書の記載事項が記載されているもの（適格請求書発行事業者の確認を受けたものに限る） ④ 卸売市場、農業協同組合または漁業協同組合等が作成する書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>委託者（生産者等）の登録番号の記載は不要 ※農業協同組合または漁業協同組合等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限られる（消令49⑤）。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ ①～④の記載事項に係る電子データ

□仕入計算書・仕入明細書

デパートと問屋との取引などにおいては、買手側であるデパートが、納品された商品のうち、実際に売れた商品についてだけ、問屋からの仕入れを計上するという取引手法があり、これを「消化仕入れ」といいます。

この場合には、売手側（問屋）からは請求書等の書類は発行されず、買手側（デパート）が仕入明細書などの書類を作成し、売手側に確認を受けるということとなりますので、この仕入明細書、仕入計算書など、仕入サイドで作成する上記③の書類についても、法定事項が記載されているものは、インボイスと同じ効力があるものとして取り扱われます。



□卸売市場の特例

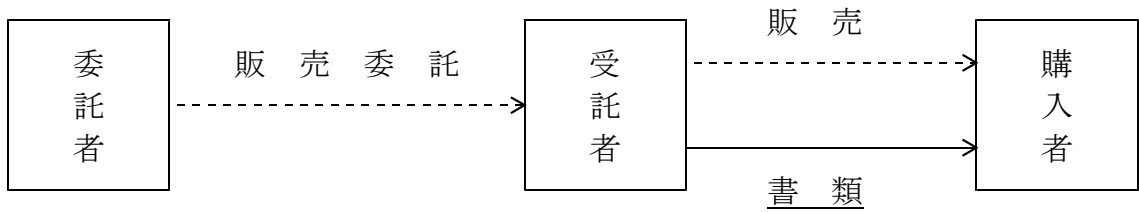
下記①～③の卸売市場における取引では、出荷者や委託者のインボイスの交付義務が免除されていることから、卸売市場の名称で発行されたインボイスにより仕入税額控除が認められます（消令49⑤）。

- ① 農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場
- ② 都道府県知事の認定を受けた地方卸売市場
- ③ 農林水産大臣の確認を受けた卸売市場（①および②に準ずる卸売市場）

□農協（漁協）等の特例

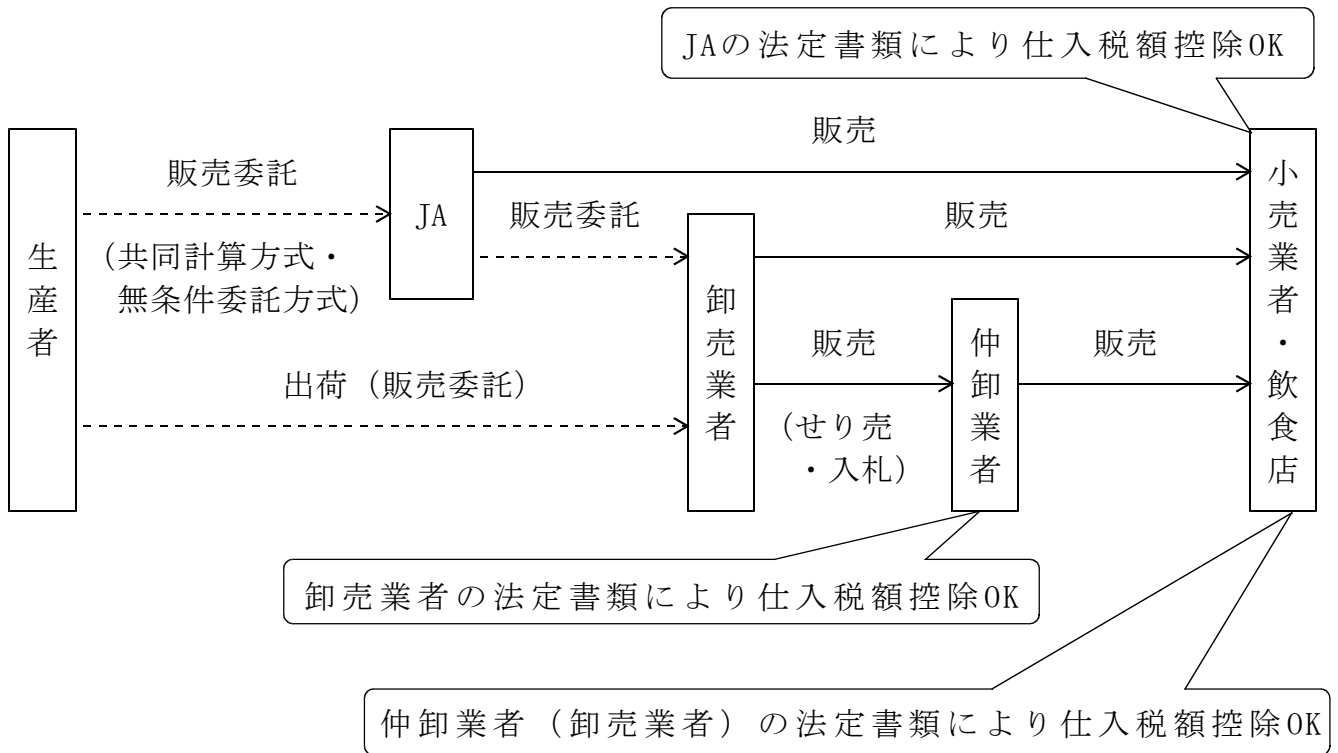
農業協同組合または漁業協同組合等に委託して農林水産物を販売する場合には、委託者（生産者）はインボイスの交付義務が免除されていることから、農協または漁協等の名称で発行されたインボイスにより仕入税額控除が認められます（消令49⑤）。

ただし、この特例制度の適用を受けるためには、無条件委託方式・共同計算方式によることが条件とされています（消令70の9②Ⅱロ）（インボイスQ&A問37）。



- ① 書類の作成者（受託者）の氏名または名称
 - ② 受託者の登録番号
 - ③ 取引年月日
 - ④ 取引内容（軽減対象品目である場合にはその旨）
 - ⑤ 税抜取引価額または税込取引価額を税率区分ごとに合計した金額
 - ⑥ ⑤に対する消費税額等および適用税率
 - ⑦ 書類の受領者の氏名または名称
- （消令49⑥）

JA・卸売業者・仲卸業者の関係



12 農協特例とは？

令和5年10月1日以降は、請求書等が不要なケースを除き、法定書類の保存が仕入税額控除の絶対条件となりますが、ここで注意したいのが、農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産品の譲渡等について作成する書類の取扱いです。無条件委託方式かつ共同計算方式により、農業協同組合等が委託を受けて行う農水産品の譲渡等については、生産者である農家等は適格請求書の交付義務が免除されています。

「無条件委託方式」と「共同計算方式」は、農業協同組合だけでなく、漁業協同組合でも利用されている契約方式ですが、ここでは農業協同組合を例にとって説明することとします（参考文献：JAグループ神奈川ホームページ・DHCコンメンタール2-25060の59）。

	内容	具体例
無条件委託方式	農業者がJAに対し、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに販売を委託することをいいます。	Aが、トマトをJAに出荷する場合、その売る値段、時期や販売先について指定することなく、JAの自由判断に任せます。JAはトマトを大量に集め、計画的に出荷することで有利な価格を実現することを狙いとするものです。
共同計算方式	農産物は同じ品質でも、日別、市場別により価格差が出るため、一定の時期内で、農産物の種類、品質、等級などの区分ごとの平均価格で組合員に精算する計算方法をいいます。 共同計算方式は、非常に高値もない代わりに、不利になることもなく、価格が安定するため農業者は安定的な経営が行えるというメリットがあります（消令70の9②Ⅱロ、消規26の5②）。	Bのキュウリが1箱1,000円で、Cの同じ品質のキュウリが翌日出荷したら800円だったとします。 この場合、二日間の価格を平均してBも、Cも900円を受け取るようになります（ $(1,000円 + 800円) \div 2 = 900円$ ）。

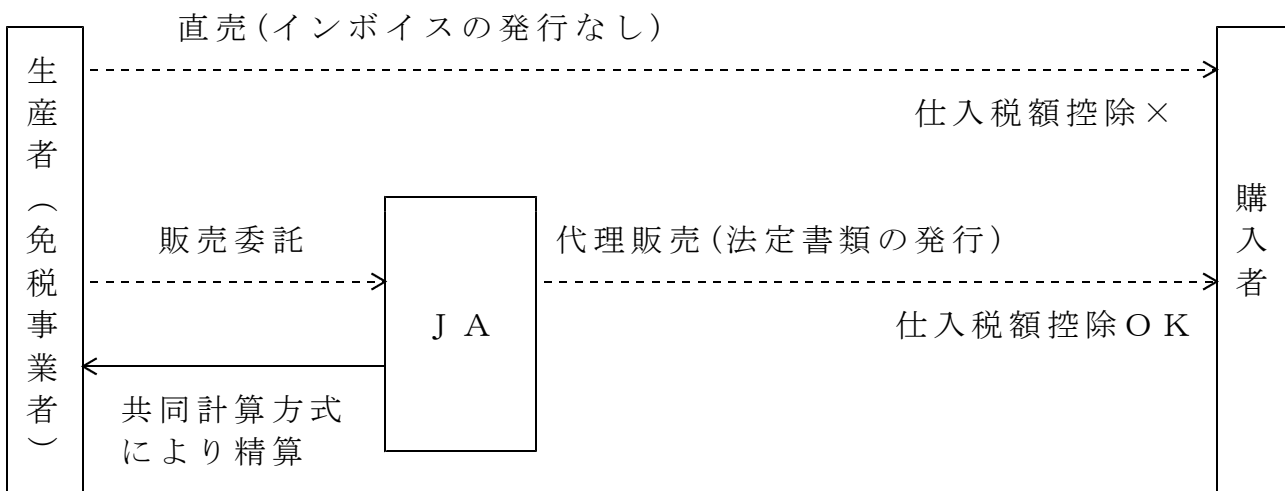
これを受け、農業協同組合等が生産者から委託を受けて行う農林水産品の譲渡等について作成する書類は、販売者である生産者が発行するものではありませんが、法定事項が記載されていることを条件に、適格請求書等と同じ効力があるものとして取り扱われます。

ここで注意したいのは、農業協同組合等は、生産者の納税義務の有無にかかわらず、法定書類の発行ができるということです。媒介者交付特例の場合には、委託者と受託者のいずれもが適格請求書発行事業者であることが書類発行の要件とされていましたが、農業協同組合等が生産者から委託を受けて行う農林水産品の販売について作成する書類は、媒介者交付特例により発行する書類とは

別のものであり、委託者（生産者）が適格請求書発行事業者であることは要件とされていないのです。

結果、免税事業者である生産者から直売で購入した農作物は仕入税額控除の対象とならないのに対し、免税事業者から購入した農作物も、下記①と②の要件を満たすものであれば、農協というフィルターを経由して購入することで、仕入税額控除の対象とすることができるのです（消令70の9②Ⅱロ）。

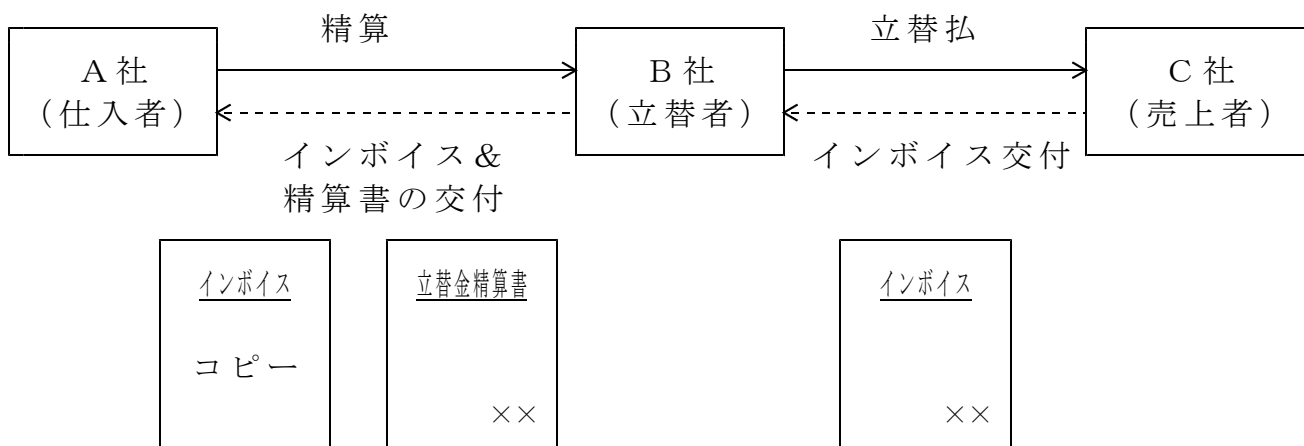
- ① 無条件委託方式かつ共同計算方式による販売であること
- ② 生産者を特定せずに販売するものであること



13 立替金と口座振替家賃

□立替金の精算

他の者が立替払をした経費などの精算については、他の者が受領したインボイスのコピーとともに、立替金精算書等の書類の保存を要件に仕入税額控除を認めることとしています。この場合において、他の者（立替者）が適格請求書発行事業者であるかどうかは問いません。



なお、インボイスのコピーが大量になるなど、事務的な諸事情がある場合には、立替金精算書等の書類の保存だけでよいこととされています。

(インボイス通達4-2・インボイスQ&A問78)

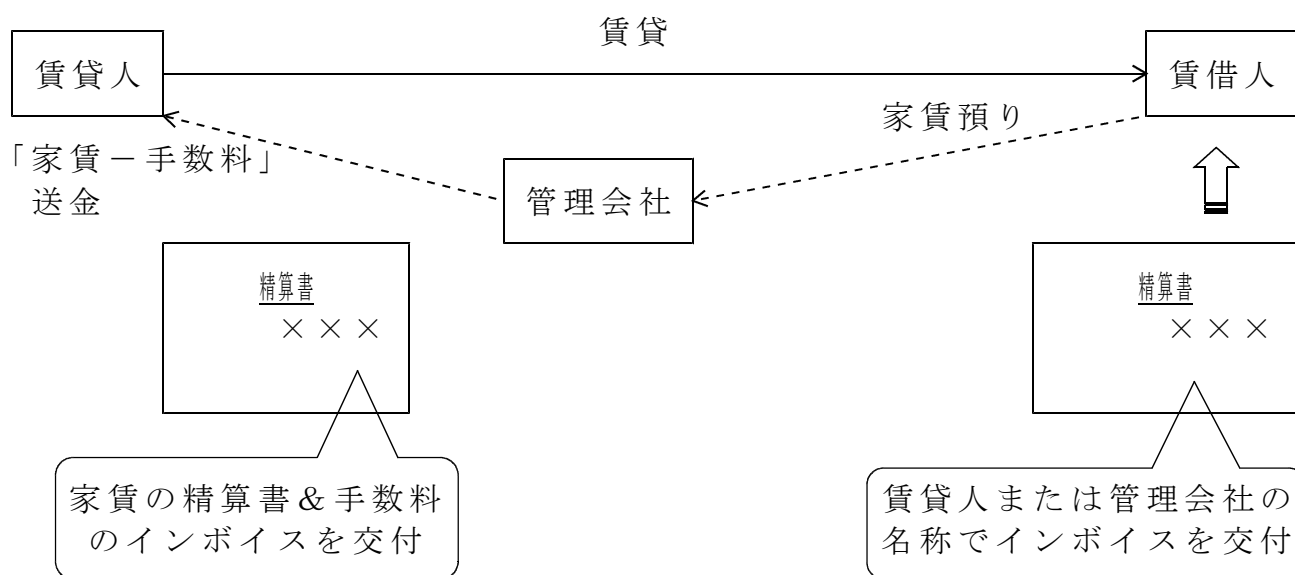
□口座振替（振込）家賃の取扱い

口座振替や振込により決済される家賃については、登録番号などの必要事項が記載された契約書とともに、日付と金額が印字された通帳を保存することにより、インボイスの発行を省略することができます。

なお、不動産の賃貸借のように請求書等が発行されない取引については、途中で貸主が適格請求書発行事業者でなくなることも想定されますので、国税庁のホームページ（公表サイト）で貸主の状況を確認したうえで仕入控除税額の計算をする必要があります（インボイスQ&A問79）。

□ 集金代行

不動産管理会社は、賃借人から家賃を集金代行する際に、賃貸人だけでなく、管理会社の名称でインボイスを発行することもできます（消令70の12①）。



※週間税務通信3714号（資料12）を参考に作成

- 通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引（例：事務所家賃の支払い、専門家への報酬）であっても、仕入税額控除を受けるためには、インボイスの保存が必要。
- インボイスとして必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、例えば、契約書にインボイスとして必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類（通帳や、銀行が発行した振込金受取書）とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たす（※）こととなる。

（※）制度開始前に既に契約書を作成している場合には、新たに契約書を作成する必要はなく、登録番号等のインボイス記載事項として不足している事項を貸借人から通知を受けることにより対応することも可能。

【新規契約における対応イメージ】

- ・ 発行者の名称及び登録番号
- ・ 取引の相手方の名称
- ・ 取引の内容

- ・ 税率ごとの対面の合計額及び適用税率
- ・ 消費税額等

建物賃貸借契約書

貸借人〇〇(株)（登録番号：T1234...）と貸借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条（賃料）

賃料は1カ月165,000円（消費税10%・うち消費税15,000円）とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

振込金受取書

金額	令和6年3月31日
先方銀行	△銀行
口座	普通
預金種目	123456
お受取人	〇〇(株)様
ご依頼人	××(株)様

借借人である××(株)は、**契約書と振込金受取書等**を保存することで仕入税額控除可

※ 口座振替による支払いの場合、振込金受取書の交付は受けないため、通帳

・ 実際に取り引を行った事実を客観的に示す書類（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）

メールなど電子的方法による通知も可能

※既存の契約内容では「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が不足している

建物賃貸借契約書

貸借人〇〇(株)と貸借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条（賃料）

賃料は1カ月165,000円とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

令和5年10月以降のご案内

建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。

登録番号：T1234...
消費税率：10%
消費税額：15,000円

- ・ 登録番号
- ・ 適用税率
- ・ 消費税額等

上記同様、振込金受取書等を保存

□ 共有物の取扱い

非登録事業者である共同所有者とともに共有物の譲渡または貸付けを行う場合には、譲渡対価や家賃の額を持分割合などで合理的に区分した上で、自己のインボイスを発行する必要があります（インボイス通達3-5、インボイスQ&A問42）。よって、賃借人の利便性を考慮した場合、下記のような方法を検討することも必要ではないかと思われます。

- ・共同所有者が1枚の請求書や領収書によりまとめて決済するのではなく、所有者ごとの書類を準備して決済する。
- ・非登録事業者にもインボイスの登録をさせた上で、簡易課税制度の適用を検討する。

< 具体例 >

夫婦共有の賃貸物件で、夫が登録事業者、妻が非登録事業者の場合

● 夫婦別々に領収証を発行するケース

領収書	
〇〇御中	〇年〇月〇日
〇月分家賃	500,000円
10%消費税	<u>50,000円</u>
	550,000円
〇〇区〇〇町〇-〇-〇所在の倉庫の持分2分の1 に対する賃貸料として	
〇〇一郎	登録番号 T-XXXXXX

領収書	
〇〇御中	〇年〇月〇日
〇月分家賃	500,000円
〇〇区〇〇町〇-〇-〇所在の倉庫の持分2分の1 に対する賃貸料として	
〇〇和子	

● 夫婦共々登録して領収証（インボイス）を発行するケース

領収書	
<u>〇〇御中</u>	〇年〇月〇日
〇月分家賃	1,000,000円
10%消費税	<u>100,000円</u>
	1,100,000円
〇〇区〇〇町〇－〇－〇所在の倉庫の賃貸料として	
〇〇一郎・和子	登録番号 T－×××××

□ 家賃の改訂方法

インボイス導入後は、賃貸人が課税事業者か免税事業者かによって、また、外税により消費税相当額を受領しているかどうかによって家賃の改訂方法が異なってくるものと思われます。

消費税の受領方法 登録の是非の検討

	↓	↓	
課税事業者	外税	登録（○）	課税事業者であれば登録をして従来どおり外税で消費税を受領することで問題ないと思われます。
	内税	登録（○）	外税への変更を賃借人に打診（お願い）してみてもはどうでしょうか？
免税事業者	外税	登録（○）	賃借人が本則課税の場合、賃貸人が登録しないと仕入税額控除ができません。よって、外税で消費税を受領する限りは登録が必要になるものと思われます。 ※消費税相当額を受領するかどうかは値決めの問題であり、免税事業者でも消費税相当額を受領することに問題はないという意見もあります。
	内税	登録（×）	内税であればあえて登録の必要はないものと思われます。また、賃借人がサラリーマンや免税事業者、簡易課税適用事業者の場合も登録は必要ありません。 ※登録して外税への変更をお願いするという方法も検討する必要があります。

14 税額の計算方法が変わります！

インボイス導入後でも、売上税額の計算は割戻方式が原則となります。ただし、インボイスに記載された税額を積み上げて計算することも認められます。

仕入税額の計算は、インボイスに記載された税額を積み上げて計算する積上方式が原則とされていますが、タクシー代のように税額の記載がない簡易インボイスについては個々に割戻計算をする必要があります。

また、売上税額の計算で割戻方式によることを条件に、仕入税額の計算でも割戻方式を採用することができます。

売上税額	仕入税額	要否
総額割戻方式	総額割戻方式	○
	帳簿積上方式	○
	請求書等積上方式	○
適格請求書等積上方式	請求書等積上方式	○
	帳簿積上方式	○
	総額割戻方式	×

売上税額の計算で「適格請求書等積上方式」と「総額割戻方式」を併用した場合であっても採用することはできない

□売上税額の計算

○原則（総額割戻方式）

課税標準額に対する消費税額は、税率の異なるごとに区分した税込課税売上高を割り戻して課税標準額を計算し、それぞれに税率を乗じて課税標準額に対する消費税額を計算します（消法45①）。

○特例（適格請求書等積上方式）

適格請求書発行事業者が、交付したインボイスの写しを保存している場合には、これらの書類に記載した消費税額等を積み上げて課税標準額に対する消費税額を計算することができます（消法45⑤、消令62）。

なお、上記の「総額割戻方式」と「適格請求書等積上方式」は、取引先単位または事業単位で併用することもできます（インボイス通達3-13）。

（注）旧規則22条1項の経過措置（積上特例計算）は令和5年10月1日より廃止されます。

□仕入税額の計算

○原則（請求書等積上方式）

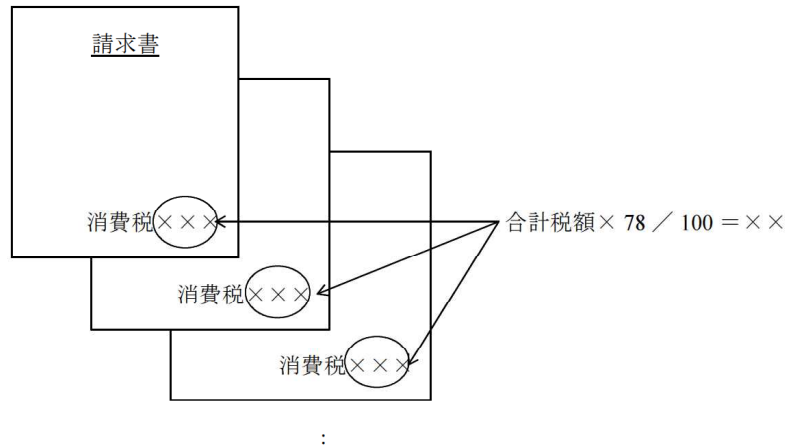
課税仕入れに係る消費税額は、インボイスに記載された消費税額等を積み上

げて計算します（消法30①、消令46①一～五）。

ただし、税込金額の記載だけで消費税額等の記載がない簡易インボイス、帳簿の保存だけで仕入税額控除が認められる旅費や中古建物の取得などについては、支払金額を割り戻して消費税額等を計算する必要があります（消令46①二かっこ書、六）。

（注）簡易インボイスの端数処理は任意ですので切上げ処理ができます。

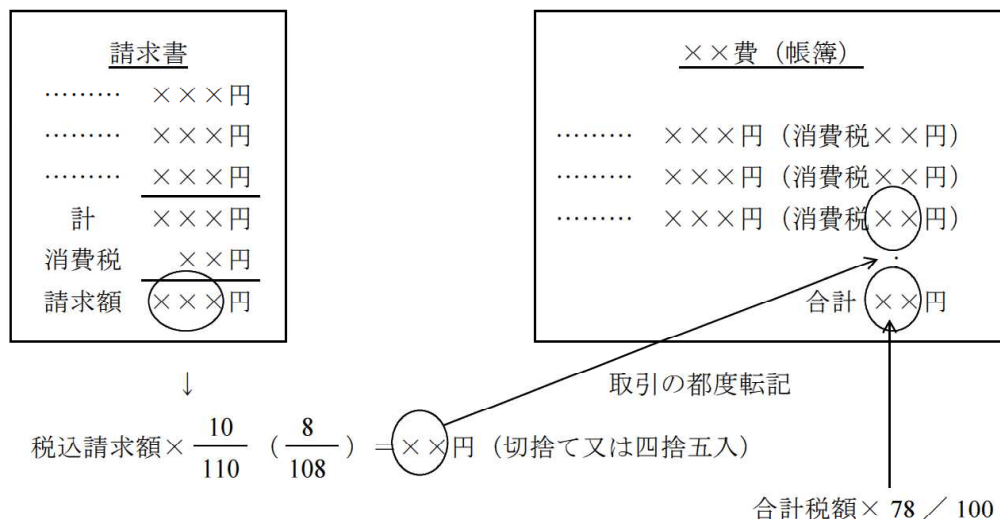
ただし、旅費や中古建物などについては、円未満の端数を切捨てまたは四捨五入により計算します（切上げ処理はできません）。



○特例1（帳簿積上方式）

取引の都度、税込課税仕入高を割り戻し、1円未満の端数を切捨てまたは四捨五入した消費税額等を帳簿に記載している場合には、帳簿に記載した消費税額等の合計額を基に仕入税額を計算することができます（消令46②）。

この「帳簿積上げ方式」は、上記の「請求書等積上方式」と併用することができます（インボイス通達4-3・4-4）。



○特例2（総額割戻方式）

売上税額の計算で「総額割戻方式」を採用している事業者は、税込課税仕入高を割り戻して仕入税額を計算することができます（消令46③）。

この「総額割戻方式」は、売上税額の計算で「総額割戻方式」を採用してい

る場合に限り認められます。したがって、売上税額の計算で「適格請求書等積上方式」を採用した場合はもちろんのこと、「適格請求書等積上方式」と「総額割戻方式」を併用した場合であっても、仕入税額の計算で「総額割戻方式」を採用することはできません。

また、「総額割戻方式」は、「請求書等積上方式」や「帳簿積上方式」と併用することができません（インボイス通達3-13（注）2・4-3）。

売上 税額 の 計 算	<p>●原則（割戻計算）←-----</p> $\boxed{\text{税込売上高}} \times \frac{100}{110} \left(\frac{100}{108} \right) = \text{課税標準額（千円未満切捨）}$ <p>課税標準額 × 7.8（6.24）% = 売上税額</p>
	<p>○特例（積上計算）-----</p> $\boxed{\text{適格請求書等に記載された10%（8%）の消費税額等の合計額}} \times \frac{78}{100} = \text{売上税額}$ <p>※割戻計算と積上計算は取引先単位または事業単位で併用することができる</p>
仕入 税額 の 計 算	<p>●原則（積上計算）←-----</p> $\boxed{\text{適格請求書等に記載された10%（8%）の消費税額等の合計額}} \times \frac{78}{100} = \text{仕入税額}$ <p>※消費税額等の記載がない簡易インボイスや旅費などについては割戻計算を併用する必要がある</p>
	<p>○特例1（帳簿積上計算）←-----</p> $\boxed{\text{取引ごとの税込仕入高}} \times \frac{10}{110} \left(\frac{8}{108} \right) = \text{消費税額等} \cdots \text{帳簿へ記載}$ <p style="text-align: center;">⋮</p> $\text{消費税額等の合計額} \times \frac{78}{100} = \text{仕入税額}$ <p>※消費税額等の1円未満の端数を切り上げにすることはできない</p>
	<p>○特例2（割戻計算）-----</p> $\boxed{\text{税込仕入高の課税期間中の合計額}} \times \frac{7.8}{110} \left(\frac{6.24}{108} \right) = \text{仕入税額}$ <p>※売上税額で割戻計算をしている場合に限り適用することができる</p>

□委託販売

委託販売については、委託者は受託者の手数料を控除する前の総額を売上高に計上し、手数料を仕入高に計上する方法（総額処理）が原則とされています。

ただし、課税期間中の委託販売取引のすべてについて、手数料控除後の金額を売上高に計上することも認められます（純額処理）。

また、受託者は原則として受託販売手数料を売上計上することになりますが、受託商品が課税資産であることを条件に、受託商品の販売金額を課税売上高に計上し、委託者への送金額を課税仕入高に計上する方法も認められます（総額処理）。

	委託者の取扱い	受託者の取扱い
原則	課税売上高 10,000 課税仕入高 2,000	課税売上高 2,000
例外	課税売上高 8,000 (10,000 - 2,000 = 8,000)	課税売上高 10,000 課税仕入高 8,000

(消基通10-1-12)

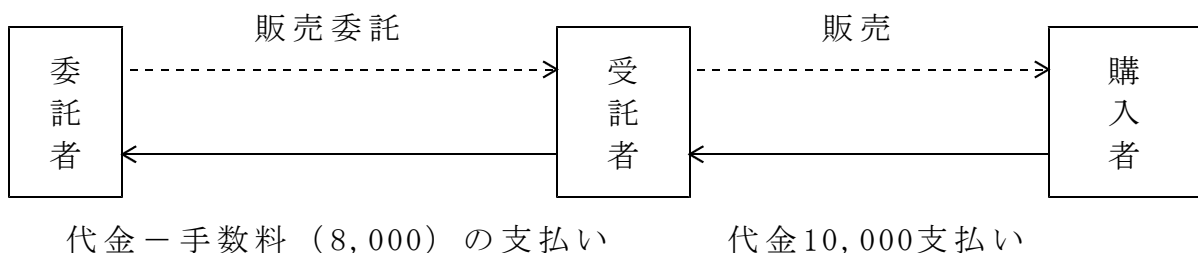
【計算例】商品の売上高が10,000で、受託者の手数料が2,000の場合

○委託者の処理

売上高10,000と仕入高（手数料）2,000を両建計上する方法（総額処理）と、手数料控除後の8,000だけを売上計上する方法（純額処理）とのいずれかを選択することができます。なお、いずれの方法による場合であっても、受託者が交付するインボイス（2,000）の保存が必要となりますのでご注意ください（インボイスQ & A問95）。

○受託者の処理

原則として手数料収入2,000を売上計上することになりますが、受託商品が課税資産であることを条件に、売上高10,000と仕入高8,000を両建計上する方法（総額処理）も認められます。この場合における委託者への支払金額8,000について、インボイスを保存する必要はありません（インボイスQ & A問96）。



15 登録の取消し・登録事項の変更

インボイスの登録を受けた適格請求書発行事業者は、登録取消届出書（適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書）を提出しない限り、課税事業者として申告義務が発生します。

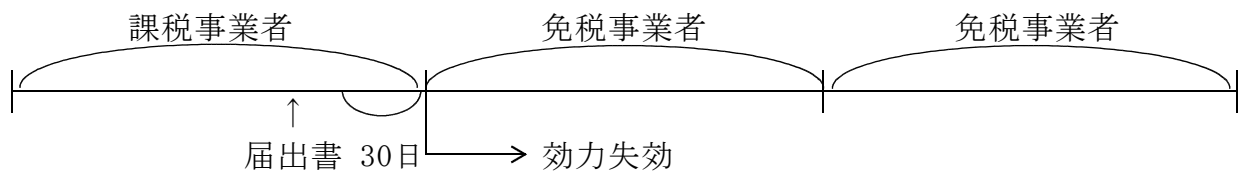
□適格請求書発行事業者の登録の取消しとその効力

適格請求書発行事業者が登録取消届出書を税務署長に提出した場合には、インボイスの登録が取り消され、下記の日よりインボイスの効力が失効します（消法57の2⑩一）。

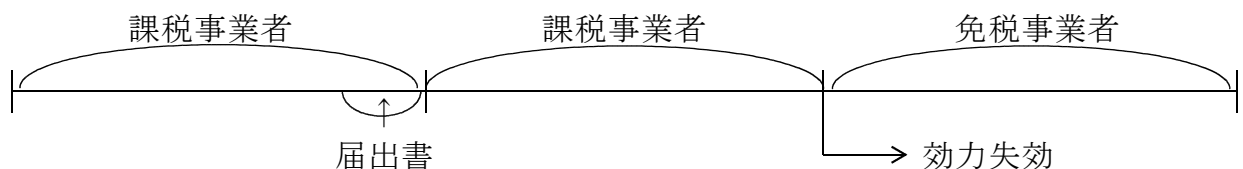
提出期限	効力失効日
提出日の属する課税期間の末日の30日前よりも前に提出した場合	提出日の属する課税期間の翌課税期間の初日
提出日の属する課税期間の末日の30日前以後に提出した場合	提出日の属する課税期間の翌々課税期間の初日

この場合において、「課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、「登録取消届出書」だけでなく、「課税事業者選択不適用届出書」も提出しないと免税事業者になることはできません（インボイス通達2-5）。「ダブルロック」により課税事業者として拘束されているということに注意する必要があります。

○課税期間の末日の30日前よりも前に届出書を提出した場合



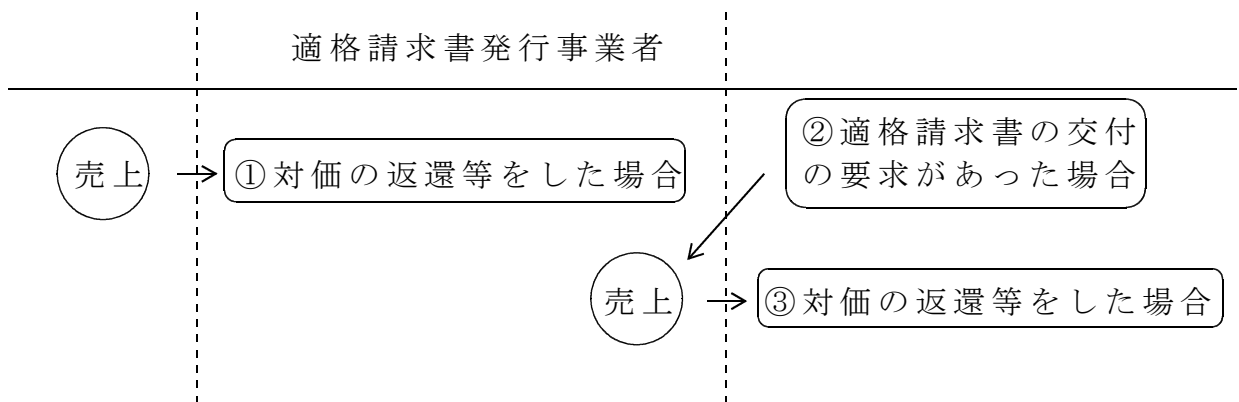
○課税期間の末日の30日前以後に届出書を提出した場合



□ 適格請求書発行事業者である期間の前後における取扱い

適格請求書発行事業者である期間の前後における取引に対する適格請求書・適格返還請求書の交付の有無は次のようになります。

①	登録前の売上げについて、登録後に売上げに係る対価の返還等を行う場合（インボイス通達3-14）	（登録前が免税事業者の場合） 「返還等対価に係る税額」の控除はできないこととなり、また、適格返還請求書の交付は不要となる。
		（登録前が課税事業者の場合） 「返還等対価に係る税額」の控除はできるが、適格返還請求書の交付は不要となる。
②	適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者でなくなった後、インボイスの交付を求められたとき（同通達3-6）	インボイスを交付しなければならない
③	適格請求書発行事業者だった課税期間中の売上げにつき、適格請求書発行事業者でなくなった後で対価の返還等をした場合（同通達3-15）	適格返還請求書を交付しなければならない



□ 登録事項の変更

登録申請がされた場合には、税務署長は、法律違反などの理由により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく登録し、書面により通知することが義務付けられています（消法57の2③）。

また、「適格請求書発行事業者」は、「適格請求書発行事業者登録簿」に登録された事項に変更があった場合には、速やかに「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」を提出することとされています（消法57の2⑧）。

（注）個人事業者などが、旧姓・屋号・事務所等の所在地を公表したり変更するような場合には、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）届出書」を提出する必要があります（インボイスQ & A問20・22）。

適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;"> 收受印 </div>				
令和 年 月 日 _____ 税務署長殿	届出者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)	
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		
		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
		登 録 番 号 T		
下記のとおり、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求めますので、消費税法第57条の2第10項第1号の規定により届出します。				
		令和 年 月 日		
登録の効力を失う日		※ 登録の効力を失う日は、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります。 ただし、この届出書を提出した日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から当該課税期間の末日までの間に提出した場合は、翌々課税期間の初日となります。 登録の効力を失った旨及びその年月日は、国税庁ホームページで公表されます。		
適格請求書発行事業者の登録を受けた日		令和 年 月 日		
参 考 事 項				
税 理 士 署 名		(電話番号 - -)		
※ 税務署処理欄	整 理 番 号	部 門 番 号	通 信 日 付 印 年 月 日	確 認
	届 出 年 月 日	年 月 日	入 力 処 理	年 月 日

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書

(収受印)

令和 年 月 日		(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
____ 税務署長殿	出 氏 名 又 は 氏 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	(フリガナ)	
	者 法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
	登 録 番 号 T		

下記のとおり、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があったので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第8項の規定により届出します。
 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第2項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

変 更 の 内 容	変 更 年 月 日	令和 年 月 日
	変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地 ※ 当該事務所等を国内に有しないこととなる場合は、次葉も提出してください。
	変 更 前	(フリガナ)
	変 更 後	(フリガナ)
	※ 変更後の内容については、国税庁ホームページで公表されます。 なお、常用漢字等を使用して公表しますので、届出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。	

参 考 事 項	
---------	--

税 理 士 署 名	(電話番号 - -)
-----------	-------------

※ 税務署処理欄	整 理 番 号	部 門 番 号			
	届 出 年 月 日	年 月 日	入 力 処 理	年 月 日	番 号 確 認

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。

この届出書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（次葉）

※ 本届出書（次葉）は、特定国外事業者以外の国外事業者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しないこととなった場合に、適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書とともに提出してください。

		氏名又は名称												
引き続き、適格請求書発行事業者として事業を継続します。 (「はい」の場合は、以下の質問にも答えて下さい。)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ												
特 定 国 外 事 業 者 に 係 る 確 認 事 項	消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人があります。 (「はい」の場合は、次の「税務代理人」欄を記載してください。)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(フリガナ)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;">(〒 -)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務所の所在地</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(電話番号 -)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名等</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(フリガナ)		(〒 -)	事務所の所在地		(電話番号 -)	(フリガナ)			氏名等			
	(フリガナ)		(〒 -)											
	事務所の所在地		(電話番号 -)											
(フリガナ)														
氏名等														
納税管理人を定めています。 (「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ													
消費税納税管理人届出書 (提出日：平成・令和 年 月 日)														
現在、国税の滞納はありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ													
参 考 事 項														

この届出書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。